
令和6年 第2回(定例)周防大島町議会 会議録(第2日)

令和6年6月19日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 尾元 武君
12番 荒川 政義君	13番 久保 雅己君
14番 小田 貞利君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 池永祐美子君	議事課長 林 祐子君
書記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	代表監査委員	大原 秀三君
副町長	岡村 春雄君	教育長	星野 朋啓君
病院事業管理者	石原 得博君		

総務部長兼選挙管理委員会事務局長	……………	中元 辰也君
産業建設環境部長	…… 瀬川 洋介君	健康福祉部長 …………… 中村 晴彦君
上下水道部長	…………… 藤本 倫夫君	統括総合支所長 …………… 松村 浩君
会計管理者兼会計課長	……………	江本 達志君
教育次長	…………… 木谷 学君	病院事業局総務部長 … 山中 茂雄君
総務課長	…………… 梅木 義弘君	財務課長 …………… 岡原 伸二君
空家定住対策課長	…… 木嶋 勇人君	福祉課長 …………… 濱中 靖夫君

午前 9 時 30 分開議

○議長（小田 貞利君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（小田 貞利君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告は 10 名であります。通告順に質問を許します。10 番、吉村忍議員。

○議員（10 番 吉村 忍君） おはようございます。議席番号 10 番、吉村忍でございます。

発言の機会を与えていただきましたことをまずもって御礼申し上げます。

今回は、次期町長選挙に向けて、藤本町長の意向は？と、誰もが投票しやすい環境整備を！の 2 項目について質問をさせていただきます。

本日は、この本会議場内、いつもにも増して緊張感が漂っています。質問に先立ちまして、この本会議場の空気を少し温めたいと思うところではありますが、傍聴にお越しの皆様、またケーブルテレビを通じて傍聴されている皆様、藤本町長の御答弁を待ちわびていると思いますので早速、質問に入ります。

まず、1 項目目の次期町長選挙に向けて、藤本町長の意向は？であります。

藤本町長は、令和 2 年 11 月に、3 代目周防大島町長に就任されて以来、今日までの間、たのしい島、すみたい島、いきたい島をまちづくりのビジョンに、子育て・教育支援、安心・安全対策、未来につながる基盤強化を重点施策とされ、前椎木町長から継承したことやそれらをさらに進化させたもの、子育て世代の代表としての目線を含めながらの創意工夫で、本町の特色を生かした様々な施策を展開されました。

さらに、町民の皆様が抱く希望や要望、意見を積極的に取り入れ、様々なチャレンジをされ、人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島町の実現のため、効率的かつ信頼でき

る行政運営を職員の皆様とともに全力かつ夢を持ってしっかりと取り組んでこられました。

しかしながら、この1期目の任期中は、3年間にも及ぶコロナ禍の影響もあり、実現しきれなかったことや、これからさらにもっと、もっともっと町民の皆様のため取り組みたいことなど、まだまだ数多くあるのではないのでしょうか。

そこで、令和6年11月の任期満了に伴い、令和6年10月に施行される周防大島町長選挙において2期目に向けて挑戦されるのか、藤本町長の意向を伺います。

次に、2項目目の誰もが投票しやすい環境整備を！であります。

近年、各級選挙における投票率の低下傾向が全国的に続いており、本町もその例外ではありません。

その原因は様々考えられますが、投票所まで自力での移動が困難で、投票したくても投票所に行けず、投票ができない方がおられることも原因の1つであることは事実であり、本町で選挙が施行されるたび、そのような質問を町民の方々からいただきます。

全国の多くの自治体では、法律が定められた選挙権を行使したくてもできない方々のため、投票環境に配慮した取り組みが既に数多く実施されております。

本町におきましても移動投票所の設置や投票所までの移動支援の実施を行い、誰もが投票しやすい環境を整備すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上、2項目よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日の一般質問、まず吉村議員からいただきました1つ目の質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、このたび、歴史と伝統ある周防大島町議会の第2回定例会一般質問の機会に、まずはじめに私の今後の意向についての御質問をいただきましたこと、誠に恐縮かつ光栄に感じております。

周防大島町議会の皆様におかれましては、周防大島町政の運営に深い御理解をいただき、町を良くしていく思いを共にしながら御尽力をいただいております。

御質問をいただきました吉村議員と私は、町議会議員においても同期であり、そして初めての町議会議員選挙も共に立たせていただいたという思い出もございます。

常に同じ目線でまちづくりにお力をいただいております皆様方を代表して吉村議員からの御質問をいただいたとありがたく思っております。

また、本日の傍聴席には多くの皆様、そして東和小学校6年生の皆さんもおられます。私、子育て世代の一人として、この質問にお答えするとともに、今の思いを皆さんにお伝えしたいと思っております。

まず、私は、令和2年11月14日から令和6年11月13日まで町民の皆さんの負託をいただいております。よって、任期を全うすべく、懸命に町民の皆さんのために町長の役割を全うすることは、既に以前より、お約束をさせていただいておりでございます。

思い起こせば、3年半ほど前に周防大島町長に就任をさせていただき、前任の椎木町長と比べるとまだまだ能力が足りないところを痛感しながらも、周防大島町職員の皆さんとともに懸命に努めてまいりました。

町民の皆様、また近隣市町の皆さんや県の皆様、国会の先生方、多くの仲間、先輩、そして町の職員、そして家族の応援や皆さんから御指導、お導きをいただいたおかげで、何とか町政を推進させていただいております。まず、お育ていただきました全ての皆さんに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そして、私の中の周防大島町をもっと良くしたい。まちへの愛情がより深まり、ふるさとを愛する思いと責任は初心から変わらぬものがございます。そしてその思いは、日に日に強くなってきております。

先般、令和6年6月6日でありましたけれども、柳井市の井原市長が市議会において、周防大島出身の民族学者宮本常一先生の、地域はそこに住む人たちが自ら作っていかなければ、決して良くはないんですよという言葉をあけておられました。

この宮本先生の出身地の者として、このように取り上げていただいたことをうれしく思うとともに、まさに思いを同じくするところであります。

さらに、私からも宮本先生の言葉を紹介させていただくならば、昭和62年に発行されました郷土大学開校記念講演という本がございまして、そちらを紐解くと宮本先生は、郷土、ふるさとを立派にするためには、結局、この土地に関心を持つ人々がそれぞれの立場で話を交わしながら、いろいろの工夫と実験をしてみることを。豊かな土地になるということを願望するべきなのだと、地域の皆さんにお話になられております。まさにこのように、今ある地域の課題解決、そして心のふるさとである周防大島町の魅力を生かしていく、その知恵を絞るということが地域の活性化につながるということを感じています。こういった目線を忘れることなく、町民の皆さんと課題を共有し、実直に解決に向かっていくことを大切に考えております。

私はまちづくりの掛け言葉といたしまして、たのしい島、すみたい島、いきたい島。こちらをまちづくりのビジョンとしてまいりました。そして、人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島というこの目標の実現を目指しており、そしてこの重要な取り組みとして、1つ目が子育て教育支援、2つ目が安心・安全対策、3つ目が未来につながる基盤強化というこの3つに取り組んでおります。

まず、この3年あまり、町においても新型コロナウイルス感染症への対応、こちらに大きく力

を入れたところであります。この高齢者の多い周防大島町内で対策を皆さんとともにやり、そして、ようやく社会活動を取り戻しつつあるところであります。

その取り戻しつつある一方で、地域課題は数多く存在します。

現在、周防大島町は人口1万4,000人を切り、高齢化率も55%を超えようとしています。

漁業や農業などの一次産業の高齢化による耕作放棄地の増加、そして空家の増加、危険空家や防災、防犯、そして免許返納による公共交通の重要性の高まりなど、これらは少子高齢化、また人口減少と大きく関連をしております。

そのような中において、まず少子高齢化への取り組みの1つとして山口県一子育てしやすいまちを目指して、保育完全無償化の維持に加えて令和5年度には小中学校の給食費の無償化、そして今年度からは、高校生世代までの医療費の無償化もようやく実現をすることができました。

さらには、若者定住促進住宅や住宅取得の応援事業、また教育においては、人材育成を中心に学校統合や海洋教育、町内の教育機関との連携にも力を入れてまいりました。

また、デジタルの分野においても10Gネットワーク構築事業やローカル5G基地局整備にもデジタルインフラ整備と地域課題解決を目指すということで取り組んでいます。

そして、経済の分野では事業承継、いわゆる2代目支援ですね、こちらを行いながら移住、定住、空家対策、関係人口の創出、観光、中でも観光交流人口が100万人に達成したところからコロナ禍に入り、大きく観光に訪れてくださる皆さんが減り、町内の観光がいまだに活気が戻ってきていないというのが現状であります。これらの課題解決に町議会の皆様、そして県また国からも強力な御支援をいただいている今の状況であります。

そして、コロナ禍後を過ごす中で、さらに皆さんと夢のある周防大島町をつくっていききたいという思いを日々強くしております。

この多くの地域課題を抱える本町において果敢に取り組みを進めてまいりたいという思いを新たに、この秋の町長選に向けて、引き続き町政を担わせていただくべく、先頭に立ってチャレンジをしてまいりたいと、このたび決意をした次第でございます。

私自身も50代となり、家族におきましても父が80歳となり、そして母、そして妻、また小学校、保育園に通う3人の子供たちの子育ても続きます。

ありがたいことに、3世代で暮らしているこの私、中間世代として何事にも実直に、そして果敢に課題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

本日、このように町議会の皆様のもとで、そしてまた多くの皆さん、中でも島の宝であります小学生の皆さんの前で、これからの挑戦についてお答えをさせていただくことができました。

引き続き、皆様の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 中元選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中元 辰也君） 吉村議員の誰もが投票しやすい環境整備を！についての御質問に選挙管理委員会事務局からお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、選挙の投票率につきましては、全国的に低下傾向にあり、本町においても同様の傾向で、過疎高齢化が進む地方自治体においては、投票環境の整備の遅れがその一因として考えられるところでございます。

本町の投票環境につきましては、平成16年の合併時から大きな改変を行わないまま現在に至っております。

この間、投票率の低下だけではなく、人口減少による投票管理者等の従事者不足や職員数の減少による事務従事者の不足などの課題も散見され始めました。

投票環境の整備に際しましては、これらの課題とともに取り組むことが必要と考えており、投票所の統廃合を進めるとともに移動投票所や移動支援などの新たな施策も展開しなければならないと感じております。

投票所の統廃合に関しましては、集落が点在する本町の地理的条件等を考慮すると一朝一夕に進展できる課題ではございませんが、今年度より具体的な取り組みを始めたところでございます。

車両を活用した移動投票所や巡回型の送迎車両による移動支援などの新たな施策については、まずは、全国の先進事例の情報収集を行い、選挙管理委員会において協議検討を重ね、本町に適した方法を提案・実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 志の在る所、気もまた従う。2018年8月11日、安倍晋三元首相が吉田松陰先生の言葉を引き合いに、長州出身の政治家としてしっかりと志を持って頑張っていきたいと力強い決意表明をされました。

私と藤本町長、一緒にあの場所におりました。今日の藤本町長は、あのときの安倍晋三元首相と同じように力強さを感じました。2016年当選同期の者として誇らしく、頼もしく思い、そして輝かしく見えます。

思い起こせば8年前、藤本町長との出会いは、立候補予定者の説明会のときでした。

第一印象は、何と腰の低く、丁寧な言葉を使う人だ。こんなに腰の低い人には初めて出会いました。町長に就任されてもその腰の低さと丁寧な言葉遣いは変わっておりません。

皆様もお気づきだと思いますが、口述書などで人を表す言葉に、者と記載されている場合があります。藤本町長はこれを方と言い換えております。

また、腰が低い面では、先ほどの御答弁にありました柳井市長、この方も腰が低いことで有名ですが、藤本町長と柳井市長の2人が面会するとき、腰の低い2人がいつまでも頭を下げ合って席を譲りあったり、お互いが先に座らなかつたり、話がはじまるまでにかかなりの時間がか

かってしまうというエピソードも聞いたことがあります。

この人柄の良さに加えて、論理的思考力、決断力、発想力、指導力といった知力がある。そしてサザンセット・ロングライド in やまぐちで150キロ、先般の周防大島マラニックでは70キロを走破されました。体力がある。そして具体的には申し上げにくいんですが、強運も持ち合わせております。

口の悪い私がここまで人を褒めることはなかなかない。知力、体力、時の運、これを兼ね備えた藤本町長ともっと、もっともつとこのまちをよくするために山口県一と言わず、日本一子育てしやすいまち、そして高齢者に優しいまち、さらに全ての世代へ優しいまちを目指し、次の4年間も力を合わせてまちづくりをしていきたいと思うところであります。

さて、私もまだ議員歴2期目の若輩者ではありますが、藤本町長が就任されて大きく変わったと感ずることがあります。検討するという言葉の取扱いでございます。

議会答弁におけます検討するという言葉は、実際には検討されず、その場しのぎの言葉のイメージではありますが、藤本町政では、検討すると答弁があった件は、実際に検討され、そして予算化され、実現されるようになりました。

一例を申し上げますと、町民の方からいただいた御意見を基に提案した防犯カメラ設置事業、若者世帯住宅取得応援事業、転出者アンケートの実施、環境美化活動の推進、さらにはB&G海洋センタープールの温水化。

冒頭申し上げましたとおり、町民の皆様が抱く希望や要望を積極的に取り入れていただき、聞く耳を持って様々なチャレンジをされました。

これからも前例にとらわれない創意工夫で本日、傍聴にお越しいただいております本町の未来を担う子供たちのためにも積極的にチャレンジしていただきたいというふうに思いますが、1期目の任期はまだ5か月もあります。定例会もあと1回あります。

残りの期間、まだまだチャレンジできることはあると思いますし、町政運営に全力で取り組んでいただきたいと思いますというわけではありますが、町長自身、町民のために手がけておきたいこと、また先ほどの答弁に補足などあれば、もう1度、御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より余りあるお言葉をいただきまして誠にありがとうございます。思い新たに、しっかりと前を向いてチャレンジをしていくことをまたお約束をさせていただきたいと思っております。

これからの取り組みということで、私の任期も短くなってきておるところでございますが、まだまだ最後までしっかりと全身全霊をかけて努めていくという思いは変わらないところであります。

今年度、令和6年度は、周防大島町合併20周年の大きな区切りの年であります。

これまでの20年を振り返り、そして、これからの未来を考える大切なきっかけとなる年であると思っています。

そしてまた、この周防大島町合併20周年をしっかりと町民の皆さんと祝い、そして周防大島町のことを一緒に考えていく機会をつくってまいりたいと考えております。

また、皆さんが大切に使っておられます大島大橋ですね。この大島大橋も昭和51年の架橋から50年が近づいてきております。

大島大橋貨物船衝突事故のときは通行ができなかった。そしてまた、あの大島大橋に水道の送水管があり、まさに命がああ橋に懸かっていたということを私も痛感をしたところでありますし、橋の大切さ、そしてこの大島大橋をしっかりと維持していくこと。こちらもしっかりと考えてまいりたい。そして、この橋がどれだけ活用できるのか、そういったこともしっかりと見据えながら、もし必要であれば、それに代わる大橋のこともまた要望させていただいたり、皆さんと一緒に考えてまいりたい、このようなことも考えているところでございます。

そして、まず、新型コロナウイルス感染症の流行の中で、実はなかなかできなかったことがございます。

それは、この役場の中のことでありますが、私、そして職員の皆さん、このつながりが非常に薄くなってしまっているという状況がございます。

そもそも、周防大島町役場は分庁方式をとっております。各部門が各庁舎に分かれているというところがございます。私もこの大島庁舎を中心に、活動させていただいているところでございますけれども、この庁舎を私も出て、そして各庁舎を巡りながら、移動町長室というような形で、私も出てまいろうということにも取り組めるかなと思っております。

そうすることによって、皆さんが相談できる、相談をしやすくなる、風通しの良い組織にすることができるということもやってまいりたいと思いますし、また、職員の皆さんのライフワークバランス、こちらもやはり大切にしなければならない、働き方改革。そしてまた、メンタル・心の健康、こちらも大切にしていまいりたい。その1つの解決として、今、デジタル分野を取り入れるというものがございます。そういったデジタル技術を有効に活用することによって快適な職場づくりに取り組んでまいりたいなというところであります。

そういったことの中で、やはり職員の育成、今、若い職員の方もたくさんいらっしゃいますけれども、やはり人材育成をしていくということが大切であります。働きやすい役場、そしてこの役場から元気になって、そしてまた町内が元気になっていくということを残りの期間でしっかりとやってまいりたいというところでございます。

あと、やはり財政のことについては、今年度、財政調整基金を13億円ほど切り崩していると

いう状況でございます。

折からの物価高騰、そして町内の施設の維持管理等に非常に経費がかかっています。そういったこともしっかりと見据えながら、これからこの事業をどのように取捨選択と集中をしていくかということもしっかり執行部のほうで構想しながら練っていくということが必要だと思いますし、それが来年以降の周防大島町の未来にもつながっていくということでもあります。

さらには、観光と環境、そしてまた医療と福祉の維持であったり、いろんな課題はたくさんあります。その一つ一つを長い目でしっかりと見ていくということに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 吉村議員。

○議員（１０番 吉村 忍君） 明るい未来に向かって、先頭に立ってチャレンジしていただいて、ぜひともリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

次に、誰もが投票しやすい環境整備を！にまいります。

若者や移動手段を持つ方の投票率の低下については、我々立候補する側にも責任があると思っています。投票したい人がいない、そもそも興味がないといった理由が考えられます。そこを引きつけるのが現役我々の役割だと感じております。

しかし、投票に行きたくても体の自由が利かず行けない、移動手段を持っていない。こういった方々のために政治がある、役所があると思います。皆さんそうですね。ありがとうございます。

先ほどの御答弁では、人口減少による投票管理者の従事者不足、それから職員の減少による事務従事者不足などの課題がある。そして投票所の統廃合とセットで移動投票所や移動支援を考えたいというふうな趣旨だったかと思います。

前向きな御答弁ではありましたが、後半のほうで、まずは全国の先進事例という話もあったかと思いますが、これからやっと検討がはじまるのかなと少し残念だなと思いますけれども、検討という言葉が間に聞こえました、私の大好物、いただきました。大いに期待できると信じております。

さて、私のほうでも先進事例の情報がありますので、１つほど紹介したいと思います。兵庫県神河町、人口約１万人面積が２０２．３キロ平方メートル。平成２１年の選挙で２５か所あった投票所を１１か所に削減したことに伴いまして、移動支援を開始されたそうです。

期日前投票では、社会福祉協議会が自宅と期日前投票所間を送迎。それから選挙期日当日は、町の公用車に保健師さんが同乗して自宅と投票所の間を送迎するといった取り組みが行われているようです。

このほか投票所に行くために、町のコミュニティバスがあるそうなんです、これの乗車賃が

無料となっております。対象者に条件はあるものの、国政選挙では全額、地方選挙では2分の1の国の補助があると記載されておりました。この神河町の取り組みが一番いい例かなというふうには思います。

それから、そのほかでは、ほとんどが移動期日前投票所の取り組みになりました。これが49か所ほどあったんですけど、全部紹介するのは難しいと思うので、割愛させていただきますけれども、本町の投票区は確か47か所だったと思います。これをどのように統廃合するかというのが大きな課題だと思います。そしてポスターの掲示場、今、都知事選でも話題になっていますけれども、本町は221か所だったと思います。橘地区だけでも52か所あるんです。私もポスターを貼って回ることがよくあるんですけども、これ誰に見てもらうためにここにあるんじゃないかなという掲示場が幾つもあると感じています。

そこで、これらの見直しも同時に進めていただきまして、少しでも経費を抑えつつ、移動支援の施策を展開していただきたいと思っています。

そこで、先ほどの御答弁の中で1点お伺いしますけれども、投票場の統廃合について今年度より具体的な取り組みをはじめたところだというふうに聞こえたんですが、その具体的な取り組みが何だったかというのは、特に言及されませんでしたけれども、これは中元選挙管理委員会事務局長、何か秘策を隠しておるんじゃないかと思うんですが、御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 中元選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中元 辰也君） 吉村議員の再質問にお答えいたします。

投票所の再編方針の具体的な素案については、令和6年4月に各地区において行政連絡委員集会、自治会長集会でも申し上げたんですが、その具体的な検討につきましては6点ほど考えております。

まず1点目は、投票人、名簿登録者数が比較的少数の投票区については、隣接する投票区との統廃合を検討したいという説明をしております。

次に、2点目として、原則として同一の大字の区域内で、隣接する投票区と統合したいということをお願いしております。

3点目は、小規模期日前投票所のうち、選挙人名簿登録者数が少なく、小規模期日前投票所における直近選挙の投票率が低い箇所については、関係自治会と協議のうえ、廃止を検討いたします。

4点目として、選挙人名簿登録者数が100名を超える投票区のうち隣接する投票所との距離が近い投票所については、今後、統合を検討する。

5点目として離島については、先ほど申し上げたことに関わらず、地域性等を考慮したうえで判断をしたい。

6点目については、再編の時期について、国政選挙等をめどに検討してまいりたいということを自治会長集会等で申し上げております。

それとあと、先ほど吉村議員から掲示板の御質問があったと思います。

やはり、この掲示板についても本町においてはかなり多くあります。ですから、そういった投票区の見直しに合わせて、そういったことも選挙管理委員会の中でしっかりと議論を重ね、より調査研究を進めしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

それともう1点、先ほど冒頭に吉村議員が投票率の低下について、議員にも責任があるようなことをおっしゃっていましたが、参考までに、前々回の平成28年10月23日施行の町議会議員選挙から前回の令和2年10月25日施行の町議会議員選挙については投票率が伸びておりますので、町民の方もしっかりと政治に関心を持たれているのではないかと考えております。

当然、国政選挙等はちょっと投票率が下がっておりますので、そこは十分検証を行ったうえで、新たな施策にも取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 誤った認識をしていました。申し訳ございません。

もう既にそんなに議論が進んでいるということで安心をいたしました。直近の国政選挙をめどにということでございます。もしかしたらこの秋、3つの選挙が同時に起こる可能性もないことはありませんので、3か月、4か月後には、既にこういった取り組みが行われるのかなと期待もしておりますが、難しいんじゃないかというふうにも思っております。

やっぱり、投票所を統廃合して、なくなった投票所の地域の方を新しい投票所に移動するための支援を行うというのが一番いいんじゃないかなと思いますので、ぜひとも調査研究を早急にしていただいて、取り組みを開始していただきたいと思います。

最後に、町長に伺います。

町長のほうにもこういった、投票に行きたいんだけど行けないという声が耳に入っているかと思うんですが、誰もが投票しやすい環境整備、投票機会の確保について町長の御意見があれば、それをいただいて私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員から誰もが投票しやすい環境整備を！という御質問をいただきました。

私のもとにも、やはり投票に行きたいけれども行くことができない、そのためにはどのようにしたらよろしいですかというお声をいただくことがたくさんあります。

今、インターネット投票というようなこともあります。なかなか実際行くと難しいというよ

うな状況がいろんな自治体等を調べますとあるようです。ですので、具体的には投票をしていただけの環境を少しずつつくっていくということであろうかと思いますし、そして本町は、投票所の数は非常に多いということがございます。それを議員御指摘のように、効率的かつ合理的に投票しやすい環境をつくってまいりたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 以上で、吉村忍議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、9番、新田健介議員。

○議員（9番 新田 健介君） 改めまして、おはようございます。新田健介でございます。まず、本日も発言の機会をいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

今日は何か変に緊張しますねえ。ただ報道の方がちょっと帰ったので、安心しております。

本日は後ろを振り返りますと、大変多くの傍聴の方が来られております。特に、小学生がたくさん来ておりますので、その前で恥ずかしくないような、真摯で丁寧に優しく、分かりやすい言葉で質問させていただきたいなと思っております。

では、通告に従いまして、質問させていただきたいと思います。

本日は、こども議会の開催について質問させていただきます。

現在、数多くの自治体で、こども議会が開催されており、山口県内でも実施しているところが増えてきております。

選挙に参加できる年齢や大人として認められる成人の年齢が引き下げられたことによりまして、主権者として求められる力を育成する教育がこれまで以上に重要になってきております。

自分の住んでいる町により関心を持ってもらい、自分の夢、そして希望などを織り交ぜながら町に対する要望や質問を発表する機会を提供し、子供だからこその目線の意見を今後の行政運営に反映していくことも大切なことではないでしょうか。

未来の有権者であり、そしてこれからのまちづくりの一翼を担っていく子ども達を、このこども議会を通して育てていけるのではないかと私自身、思っております。

こども議会を開催すれば、その御家族や関わりのある方も議会を見に来られる可能性が考えられ、様々な方の関心をこの議会にも集めることができるのではないのでしょうか。

また、開催にあたりましては、答弁する側も、本日この議場にいらっしゃる部課長だけではなくて、班長などにも御参加いただき、職員の方々の人材育成にも寄与するような運営形態をとることができればと考えております。

こども議会の開催によりまして、子供たちだけではなく、職員の皆様、さらには我々各議員にとっても実りのある時間を過ごすことができるのではないかと思います。

運営形態につきましては今後、考えていかなければなりませんが、例えば、島内の小中学生や

高校生から議員を選び、まちづくりや教育行政など、児童生徒に身近なテーマについて一般質問の形で、町長をはじめとした執行部の方々に質問、そして提案する形式で行う。さらにこれは記念行事としてではなくて、数年に一度開催、そういうことではなくて、継続的に、あるいは定期的に実施することを期待しております。こども議会開催の可能性につきまして、執行部の御見解をお伺いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 新田議員のこども議会の開催についての御質問にお答えをいたします。

平成27年6月に、公職選挙法の一部が改正され、選挙権を有する年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、文部科学省は、主権者教育の充実を図ることの重要性を平成28年12月の中央教育審議会答申で示しました。

主権者として必要な資質・能力としましては、1番といたしまして、法や決まりについての理解や政治・経済等に関する知識の習得。2番といたしまして、事実を基に、多面的・多角的に考察し、公正に判断する力。3番として、協働的に追究し、根拠をもって主張するなどして合意形成する力。4番といたしまして、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力などがございます。

またこれらの資質・能力を育むための3つのポイントをあげております。

第1には、児童生徒が社会で起きている事柄に興味・関心を持ち、社会の形成に参画する基礎を培う観点から、学校の所在地や自分たちの住む市町村の政治、経済並びに地方自治など、地域の関係諸機関と連携した学習の充実を図ること。

第2には、社会で起きている事柄について実感を持って考えさせる観点から、現実の具体的な事象、こちらは政治的、社会的事象を模擬的に取り上げたり、議論を通して多面的・多角的に考えさせたりするなど、児童生徒の発達段階に応じた取組の充実を図ること。

第3には、児童生徒が学校生活の充実と主体的な参画を促す観点から、児童会活動、生徒会活動やボランティア活動などの取組を充実させることが示されており、活動事例として町議会を体験するこども議会や、より良い町にするための提案をする児童会・生徒会サミットがあげられております。

こども議会は児童生徒にとって、周防大島町の将来について深く考える良い機会になり得ると考えております。

現在、町内の小中学校では、海洋教育や英語教育、ICT教育、中高一貫教育など、本町独自の特色ある教育活動を展開しており、カリキュラムの見直しを図っているところですが、新しい取組を行う場合には、学校現場の意見を聞く必要があります。

こども議会や児童会・生徒会サミットの開催に向けては、教育委員会や各小中学校・高等学校との具体的な調整が必要であり、開催日、時間帯、人選方法、対象学年などクリアすべき課題も多岐にわたっておりますので、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 新田議員。

○議員（９番 新田 健介君） 御答弁ありがとうございます。非常に前向きな御答弁かなと思います。やらない理由はないと言い切ってもいいぐらいだと思います。これまでにこども議会、本町で開催されたことはあるのかどうか、それをお聞かせください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 新田議員の再質問にお答えいたします。

本町において、こども議会という名称の議会は、開催したことはございません。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 新田議員。

○議員（９番 新田 健介君） 開催されてこなかったということですが、その議論などはされてこられたことはあるのか、また開催されてこなかった理由が何かあればお教えいただきたい。こども議会という名前自体も、私もそう言いながら今後考えていきたいなとは思っているんですけど、まずそこを御答弁いただきたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 新田議員の御質問にお答えいたします。

以前、この議会場で同様な御質問をいただいたと私も記憶しております。先ほど町長が答弁を申し上げたとおり、新しい取り組みを行う場合には学校現場の声を十分聞いたうえで、当然教育のカリキュラム、そういったことについて、今後もしろいろ調整は出てくると思いますけれど、そういったところの協議が十分できていなかったと反省はしております。

しかしながら、先ほど新田議員が言われるように、生徒・児童の意見というのはしっかりと、こども議会にとらわれず、意見をいただくような機会を設けていかなければいけないと思っております。

私個人的には――議会だよりの中に、学校に直接行ってインタビューした、児童生徒さんの本音というのがあります。私は、いつもそれを見て、なかなか面白い発想もありますし、十分、ああ、そうなんだと、いつも感心しております。

その中で、予算においても、町としてしっかりと教育現場に、未来を担うそういった子供たちのために投資をしていくというのは重要と考えておりますので、そういったことを踏まえながら、こども議会は重々、大変重要な施策とは思いますが、生徒・児童が述べられるいろんな機会を検討、調査していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 新田議員。

○議員（９番 新田 健介君） 以前、同様の質問をしたのは私です。それは私の努力不足もあり、その調整の部分とか、丸投げするのではなくて、私も一緒になってもっとやるべきだったなというところは反省をしております。

冒頭でも町長から説明のありました海洋教育だったり、英語教育、あるいは中高一貫教育、様々な施策は打っていただいておりますが、実際に子ども達の思いや意見というのがそこからも拾えると思うんですけれども、この議場の中でそういうことを真っすぐに質問していただく、そういう機会をぜひ考えていただきたいなと思っております。それはそれ、これはこれで、私は全く違うものだと思っておりますから、そこはちょっと切り離して考えていただきたいなと思っておりますのでございます。

違う質問に入りますが、その答弁に対して冒頭で述べましたが、この議場に今いらっしゃる部課長さんが答弁に立たれるのは当然なんですけれども、こども議会を通して職員の方々の育成のために、現場の職員や班長が入ることが可能なかどうか、そのあたりは御考慮いただけるかどうか、そこもお答えいただきたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 新田議員の御質問にお答えをいたします。

こども議会を開催するにあたり、その答弁する側の職員について、部課長ではなく、班長、一般職も可能なのかという御質問だったと思います。当然、こども議会という形で、先ほど新田議員が言われるように、職員の育成、人材育成という観点からも、それは町としてもこういった経験をするいい機会だなと思っております。

ですので、私のような年老いた部長が答弁するより、もっと身近な若い年代の方に答弁していただくほうが児童・生徒さんもより親近感が湧くのではないかと、ただ、どういったことをしているかというのは、私は、陰のほうから見させていただきたいと思います。その辺は可能ではないかと思っております。

○議長（小田 貞利君） 新田議員。

○議員（９番 新田 健介君） 決して部課長が嫌なわけではなくて、排除するわけでもなくて、当然、こども議会だからといって、その発言自体には責任もあるわけですし、重みもあると思っておりますから、ぜひサポートはいただいて、こっそりと優しく対応していただければなと思っております。

今回のこども議会というのは、今、総務部長がお答えになっていることが多いんですけれども、きっと教育委員会だとか、当然議会事務局、いろんなところがまたがってやっていかないといけ

ないですから、そこは一致団結して、協力して、次年度にはぜひやっていただきたいなと心の底で思っております。報道の方が全くいなくなったんで、次のときには、こども議会のときに同じぐらいの報道が入るように願っております。

これは最後の質問になりますが、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、全ての児童は、性や出身などで差別を受けることなく、自らのことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されていることを規定しております。

この条約の特徴としましては、子ども達を単なる保護の対象として見るのではなくて、それぞれの考えや、町長のお言葉にありました主体的な能力を持った、我々大人と対等な一人の人間として捉え、成長段階に応じて、その権利を使いながら社会に参加していく存在と考えております。

この子ども達の権利をいかにして形にしていくかを考えたときに、今回質問させていただいておりますこども議会、町長も述べられましたが、これが有効なのではないかと私も思っております。こども議会を開催することによって、彼ら、そして彼女らの思いを聞く機会をぜひともつくっていただきたいと考えておりますが、最後にできれば教育長も一言、急に振ってすみませんが、町長からも一言いただければと思います。

○議長（小田 貞利君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 新田議員の質問にお答えいたします。

教育委員会としては、子供の育成、人材育成に引きつけて、こども議会を見ていくということになります。現在、教育委員会では、令和6年度の基本方針の1つに、地域の教育資源を活用した教育活動の質の向上を図ると掲げて、子ども達のこれからの時代に向けた資質・能力の育成を図ることから、地域の教育資源を大事にして、それを活用して、マネジメントのできる子供を育てようとしております。

その中で、地域創生にがっぷり四つで取り組もうという学校が出てきました。こういう活動を通して、子ども達は地域の課題を自分事として捉えて行動していけるようになっていくというふうに考えております。

その中で、町政に対するいろんな思いや考えを持ってくる子がいると思います。こういう子ども達が育成できて、その子ども達がこの議場に出てくると、本当の意味で深い議論になると思います。私は、この議会とはどういう意味かというふうに捉えたときに、町民の思いや考えを議員からここで質問していただいて、こちらが答えて、これはお互いの影響過程だと思っているんです。

そういうことが理解できるところまで育てた子がここに来ると、本当の意味でこども議会が、その育て方については、こども議会を使って育てることもできるでしょうし、生徒会や児童会で育てることもできるでしょう。そういう条件を考えていきたいというのは、今、教育委員会の課

題でありますので、そのことを申し上げて、私の発言としたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 新田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私も、新田議員がずっと前からこども議会の御質問を一般質問でもされておられました。私も聞いておりました。そのような中で、こども議会というもの、これを実際運用するとなったときに、なかなかクリアしないといけない問題があるなということを新たに学んだところであります。先ほど星野教育長から質問に対するお答えがございました。町は、今、教育委員会の見解をいただきましたけれども、町執行部は教育の環境づくりをしっかりとやっていくという役割があり、そして教育の内容については教育長をはじめとする教育委員会の皆さんでというところであります。

そう言いながらも、こども議会の開催ということについて、執行部としてもしっかりと取り組んで、受け止めていく必要があるなということを思っています。こども議会、私もいつも議会に参加をしながら、町民の皆さんの御意見、そしてまた議員の皆さんの意見をあわせて、そして審議をしながら、この町を良くしていくということに取り組んでいます。

このまさに、今日6年生の皆さんも来られていますけれども、学校においては班があったり、そしてまた児童会があったり、生徒会があったりということで、常に話し合っ、そして自分のことを分かってもらって実現をしていくということに取り組んでおられると思います。

そういったところから、もう既に取り組んでおられるとともに、さらに一歩上に行く意味でも、教育長からもお話がありましたけれども、こども議会というものを見据えていくということは非常に有意義だなということを思います。今日6年生が来てくれて、非常に、初めて来るこの議場を感じてもらったと思います。皆さん緊張もしてくれたと思いますし、そういった新たな体験、今までにできなかった体験をするということは、非常に子ども達にとっても良い体験、有益なことになるんだろうなというふうに思っています。

そういった観点からも、このふだんの学校を飛び出して体験をしていくということの重要性、こちらも大切だと思いますし、先般から議員の皆さんも学校のほうにお出向きになられて、そして出前授業もされているということでもあります。その一環として、今回の見学ということにもつながっているということを聞いております。

島の宝の子ども達の育成のためにあらゆる形で、また町議会の皆さんと、そしてまた町の執行部のみんなと一緒に、子ども達のためにできることがあればということをしつかりと学んでまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 新田議員。

○議員（９番 新田 健介君） 最後に、まとめを少しだけ話します。

町長おっしゃるように、先般もこの東和小学校の６年生の授業、そして久賀小学校の６年生の授業、出前授業に同僚議員と行ってまいりました。非常に良かったです。今日の冒頭に、一緒に子供とここで触れ合う姿があり、何かやらないといけないなと改めて思いました。運営形態とか、この開催のタイミング、カリキュラムなどもあって、考えていかなければいけないことは多々あると思います。

でも、教育長、町長、本当に素晴らしいお言葉も最後にいただいて、やらない理由はないと、私自身だけではなくて、ここにいる全員が思っておると思います。執行部の方々に丸投げするのではなくて、今回は私も、おそらくほかの各議員も協力してくださると思いますので、早期の開催を目指せたらと思っております。

この子ども達の思いをしっかりと受け止められる社会へ、周防大島町へ、子ども達がこの島の将来像を真剣に考えて、自分が帰ってきたい町にするには何が必要なのか、それはどうすればより住みやすいまちになるのかなどを一緒になって、この議場で考えることは非常に重要であり、そのような機会を設けることは、今後の本町の未来にとって必要不可欠ではないかと思っております。ぜひとも前向きな検討を期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、新田健介議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時54分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、５番、山根耕治議員。

○議員（５番 山根 耕治君） 山根耕治であります。先ほどの新田議員に続いて、子供の質問が続きますが、私の持論でございますが、教育と文化というのは、これは未来に向けての最大の投資であると考えております。そういった趣旨でよろしく願いいたします。

昨年は、周防大島町でも創立１５０周年を迎えた学校が幾つかありました。１５０年前といいますと、明治６年でございまして、明治維新での新政府発足が明治２年と考えられて、近代学校教育制度を定めました学制発布が３年後の明治５年、その翌年には、私どもの周防大島でも多くの地域で小学校が設立されているのであります。

江戸時代の学校教育というのは、少数の藩校などを除けば、多くは寺子屋などの私塾でありま

した。本町出身の奈良本辰也先生の研究にもあるとおり、吉田松陰先生による萩の松下村塾、あるいは緒方洪庵先生による大阪淀屋橋の適塾など、近代日本の建設に大いに寄与した塾もありますが、実情ではそれぞれの地域で様々な塾があり、全国的に統一された教育内容というものはありませんでした。

そこで、新政府は全国の学校を定め、尋常小学校から大学校までを設立することで、全ての国民が身分や性別に区別なく学ぶことができる近代教育の環境を目指しました。これは実に画期的なことでありまして、その翌年には速やかに多くの地域で尋常小学校を開校した私どもの先人の行動には頭が下がる思いがするものでございます。とはいうものの、さすがに150年もたちますと、その制度にも時代や実情にそぐわないところが出てまいります。今日は、そういった話から質問をはじめたいと思います。

今からおよそ10年前の平成28年、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、通称、教育機会確保法が定められました。これは実に画期的な法律で、不登校の児童・生徒の定義を定め、その支援を地方公共団体に求めたものであります。不登校の児童・生徒について、この法律での規定を要約すれば、ある程度の期間何らかの要因や背景によって、学校に行かないか行けない状況にある子供と定義します。

以下は文部科学省の見解も参照にして、この法律の理念をお話するものでありますが、不登校はどの子供にも起こり得るものであり、決して問題行動ではありません。

しかしながら、不登校の子供やその家族は現状に苦しみ、繊細な気持ちになっている場合があります。

そこで、学校、家庭、社会が寄り添い、共感したり、受け入れたりすることが子供の自己肯定感を高めるためにも大切であり、その支援は、子供の最善の利益を最優先に行うことが求められます。

さらに、子供に登校することだけを求めるのではなく、自分の進路を自ら考え、社会的に自立を目指すことが大切である、そういうことを示し、多様で適切な学習環境の重要性とともに、国や地方公共団体は、子供の状況に応じた学習活動が行われるように求めています。

本町でも、油良にあらは教室を置いて、不登校の子供への学習機会の提供に努めていることと承知しております。それを踏まえて、以下の3点について質問いたします。

まず、あらは教室への通学についてであります。

あらは教室への通学は自己負担となっておりますが、家庭への負担軽減と利用促進のために通学費用の補助などのお考えはありますでしょうか。

また、私も何度もあらは教室には伺っておりますが、子供の教育のための備品、特に運動用具や図書が足りていない印象がございます。スポーツ用具や図書を充実させるお考えはございます

でしょうか。

これはあろは教室に限ったことではないんですが、これからの時代の子供には学校に限らない多様な教育の機会が必要であります。本町での教育の多様性についてのお考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 山根議員の子供の学び方の多様性への施策についての御質問にお答えいたします。

あろは教室は、平成25年に旧油良小学校の日良居公民館油良分館内に設置され、学校に登校することが困難な児童・生徒やその保護者を支援しております。

あろは教室の具体的な支援内容は、社会的な自立に向けた子どもへの指導、在籍校やスクールソーシャルワーカーとの連携、保護者面談などが主なものです。

御質問の1点目であります通学にかかる費用の補助についてでございますが、現時点では通学に必要な費用は保護者負担となっております。児童・生徒の通学費の補助については、あろは教室以外にも様々なケースがありますので、それらとの兼ね合いを考慮しながら、今後しっかり検討していきたいと思っております。

2点目のあろは教室の運動用具、備品等のこと、図書備品についてですが、図書に関しましては、現在の蔵書数は20冊程度です。山根議員の御指摘のとおり、十分ではないと考えております。このことに関しましては、今後町立図書館の巡回図書を利用し、定期的に図書館司書が選んだ図書30冊程度の貸出しと入替えを可能になるよう、運用体制を変えてつくっていきます。

備品についても、どのようなニーズがあるのかを捉えながら考えていきたいと思っております。

3点目の子供の学び方の多様性へのこれからの施策についてでございます。

3つの取組を考えております。

第1に、多様な学び方の1つとして、あろは教室と学校とをICT機器でつないで行うオンライン授業を児童・生徒の実態に応じて行ってまいります。

第2に、今年度からあろは教室での社会見学的な学習の実施を計画しており、予算計上しております。子ども達自身で、行く先や学習内容を計画し実行することで、企画力、調整力などマネジメントに関する能力を高めようとするものです。また、社会とのつながりを深める機会にしたいと考えております。

第3に、あろは教室の指導員の研修を充実させていきます。適応指導教室に通う児童・生徒の実態が多様化しております。一人一人の状況に応じ、先ほど山根議員もおっしゃいましたが、社会的自立、それに向けて支援ができるよう、研修を深めていくことが必要だと考えております。

本町の教育の重点は、目的の達成に対する粘り強さの育成やマネジメント能力の育成、そして思いやりの心の育成です。この3つの重点は、児童・生徒の社会的自立を強く意図して設定したものです。あろは教室においても、これらの重点は大切だと考えております。児童・生徒の能力を高めていく効果的な教育活動があろは教室においても実施できるよう、今後も努めてまいります。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。費用については、検討していただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。先ほどお話ししました法律、教育機会確保法では、第3条で基本理念を定めて、第4条で国の責務、それから第5条で地方公共団体の責務、それから第6条で、財政上の措置ということをやつたてでございます。第6条に、国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。とございます。具体的にどうしなさいということは、これには書かれておりません。法律というのは、その条文だけを見ると、色がついているものでもなくて、何か匂いがするものでもございません。

ただ、しかし、それを運用するときには、当然そこにいろいろな温かみが、ぬくもりが出てくるものだと思います。ぜひそういった温かい血の通った、この条文をそういうものにしていただくために、先ほどの通学の費用であったり、それから備品のところもしっかりとお考えいただきたいと思います。

特に、今の御回答で巡回図書のお話しがございました。これは本当にすばらしいことだと思います。私も、この質問を考えて、図書を充実させろと言っても、じゃあそれをどういう本を置くのかというのはなかなか難しい問題がありまして、そこは図書館司書の方ですとか、そういった力がないのかと。難しいというのは承知しておりまして、そこは難しいところだなと思いながら、この質問をしたところでございました。

そういうところで、図書館司書の方が入って、通っておられる子供に最適な本を提供していける、こういう体制は、環境は大変すばらしいものだと思いますので、ぜひこれを実現させていただくようお願いいたします。

それから、あと多様性について何点かございました。その中で、今、教育長から社会教育的な学習ということがございました。この具体的なところについてもう少し詳しく、あろは教室に限らず、ほかの一般の学校を含めた形で教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 御質問にお答えします。

社会教育という具体的なところについては、これはほかにやろうとした事例があったんですけど、例えば大学を見てみたいという子供が出たときに、それをみんなで見に行こうということで、どこの大学に行くのか、どういう方法で行くのかというのを自分たちで設計していくというような活動です。

また、例えば自分のところで今、海洋教育や観光とかをやっておりますが、それに関するところを見たいというところで、そのマネジメントの勉強として行くことも考えております。

本町の教育では、いわゆる教科の学習というのは学び取りの、子供たちにとっては、どちらかというと、インプット側のマネジメントなんです。

けれど、今度はアウトプット側のマネジメント能力をこの地域創生や地域との共同活動を一緒にやることでつけていきたいと思っています。そういう力をつけることが今後いろんな社会が進化していくうえで大事になってくる力だと考えておりますので、それは全く同じ、通常の学校であろうが、あるいは教室であろうが、同じスタンスで行っていききたいと思っておりますので、そういう説明をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。教育長の思いというのは、大変よく分かります。マネジメント能力を高めていって、それから子供の社会的自立を目指していくと。これは本当に大切なことだと私も思いますので、ぜひそれを実現できるようにしっかり力を尽くしていただきたいと思います。

先日、山口県の村岡知事の記者会見がございまして、その中で、村岡知事も子育てにとりわけ力を入れる旨発言されました。知事は、県の政策企画課の中に知事直属の新たな時代の人づくり推進室を設置しまして、平成4年から東京大学教授の中邑賢龍先生をアドバイザーに迎えておられます。

中邑先生は、学校に限らない子供の個性を生かした教育の実践を研究しておられまして、私ごとではありますが、私の大学の研究室の大先輩でございまして、お父様の中邑平八郎先生は、私がゼミで卒業論文の指導を賜った先生でございます。私も先日、東京大学に中邑先生の研究室を訪ねまして、新しい時代の人づくりについて、先生から直接御教示を賜りました。先日、山口市中邑先生が、村岡知事も迎えたシンポジウムを開催されまして、村岡知事からも、一人一人の個性を生かす新しい教育への意気込みをお話しされました。

冒頭申しましたとおり、教育と文化というのは未来への最大の投資であります。私は、周防大島らしい教育というのは、自然や進取の気質を持つ人の環境を生かして、子供が自ら学ぶ力を育むことと考えております。これからは、ぜひ県とも連携を図っていただいて、周防大島の子ども達にとって最新でかつ最善の教育環境を実現できるよう、私も力を尽くす所存でございます。こ

れからも教育委員会にはよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小田 貞利君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） よろしく願いいたします。令和6年4月からの働き方の転換により、教育、医療、トラック業界などの現場で混乱が生じているというニュースがよく耳に入ります。

令和6年第1回定例会の一般質問で、医療現場における労使の協調、企業経営の話で締めくくりましたが、現状はいかがでしょうか。直面する課題が多岐にわたる中、現場の課題を検証し、必要な対策を立てているのでしょうか。

令和2年12月に、議員になって初めての一般質問をさせていただきました。公立病院のあり方を質問したわけですが、それから過去7回、病院の課題について質問しております。3年半たちましたが相変わらず病院に関する苦情を多く聞きます。

今日は、病院再編計画の進捗状況について（最終版）ということで、石原病院事業管理者の考えを伺いたいと思っております。

5項目ございます。

1点目が、平成16年に合併して周防大島町になり20年経過していますが、病院事業局、大島病院、東和病院、橘医院の理念、方針等について、内容は似通っていますが統一されていない理由は何でしょうか。

2点目、東和病院で内科受診希望の医師を希望したところ、医師間の調整により病院が医師を決めているとの回答でした。患者の意思を尊重した対応が必要と考えます。

3番目、令和6年3月に東和病院でオンライン診療のアプリや料金など内容を問い合わせた際、オンライン診療が開始され1年経過しましたが、十分な対応ができませんでした。どのように考えていらっしゃいますか。

4番目、過去に何度か質問しましたが、橘地区の方が大島病院を受診するために大島病院のマイクロバスを利用した場合、帰りの便が家房で終了し帰宅できません。

また、東和病院の眼科の予約受診の場合、行きも帰りも病院のマイクロバスがございません。今後どういう対応を考えていらっしゃいますか。現在検討中の解決策を教えてください。

5番目、山口県の医師確保計画の基本方針として、医師少数区域の柳井医療圏では医師数の維持とありますが、町内における医療需要の縮小を考慮すると、民間医師との連携が急務と考えます。現在、実施している、検討している取り組みはどのような内容でしょうか。

そして、もう1つは病院ではありませんが、クリーンますの清掃についてということでございます。独居高齢者が増える中、クリーンますの清掃を自分でできないと困っている方が増えていきます。今後の対策等について、どのように考えていらっしゃいますか。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 私から、まず竹田議員のクリーンますの清掃についての御質問にお答えいたします。

周防大島町社会福祉協議会では、住民参加型有償サービス事業、たすけあいを実施しております。これは、御高齢の方や障害をお持ちの方などが住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、地域住民同士が助け合い、支え合いながら住みよいまちづくりを目指す事業で、一般的に有償ボランティアと呼ばれるものであります。

対応できるサービスの内容は、掃除や洗濯、ごみの分別、除草・剪定作業、簡単な家屋の修理など多岐にわたっておりますが、その中に、御質問にございましたクリーンますの清掃も含まれております。

社会福祉協議会に確認いたしましたところ、クリーンますの清掃に関する相談が年に2件から3件あまりあり、有償ボランティアを活用したケースもあるとのことでした。

しかしながら、これらの依頼にお応えするためには、ボランティアとして登録してくださっている協力会員との実施の日時や場所などのマッチングが必要となります。

有償ボランティアは、高齢者世帯のごみの分別やごみ出し等の支援への活用にも有効であると考えておりますが、協力会員の登録者数や利用者のニーズに地域差があるなどの理由から、マッチングがうまくいかず、せっかくの制度がうまく活用し切れていない現状もございます。

町では、こうした課題に対応すべく、ボランティア養成講座を社会福祉協議会に委託し、ボランティアの養成に取り組んでいるところでございます。

○議長（小田 貞利君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 竹田議員の病院再編計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の病院事業局、大島病院、東和病院、橘医院の理念、方針等が統一されていない理由についてでございます。

病院事業局の基本理念である地域住民に安全・安心な医療・介護・福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努めます。に沿って、各医療機関がおのおの理念を掲げ行動しております。

今後、第2期再編計画の策定にあたり、各医療機関の理念、方針等について、統一する方向で

見直したいと考えます。

2点目の患者の意思を尊重した対応についてでございますが、紹介状をお持ちの患者さん以外の内科受診希望の初診患者については、当日の担当医師を決めており、その医師が診療することとしております。

3点目のオンライン診療に対する問合せへの対応についてでございますが、運用開始時に職員に周知していましたが、これまで実績がなかったことから十分な対応ができませんでした。オンライン診療について、問合せに応えられるよう、定期的に職員に周知してまいります。

4点目の患者送迎バスの運行についてでございますが、眼科受診については、患者送迎バスが運行しています月曜日と金曜日の受診となるように配慮しています。

現在、周防大島町地域公共交通計画を策定しており、患者送迎バスを含めた公共交通の再編を検討しておりますので、その中で利便性の向上につながるよう、担当部署と連携を図ってまいります。

5点目の民間医師との連携について、現在、実施している、検討している取り組みについてでございますが、持続可能な医療提供体制を確保するためには、町内の開業医との連携は必要ですので、病院事業局の医師も大島郡医師会に加入し、医師会の活動に参加しています。

また、休日在宅当番医を町内の開業医と共に担っています。今後も、大島郡医師会との連携を密にしていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。ちょっと先ほど質問をし忘れたんですけど、今日は、病院関係最後の一般質問とさせてもらおうと思っておりますけれど、病院での問合せ等に対し十分な対応ができなかったと、通告書の中で私言いましたが、誤解があると迷惑がかかりますので少し申し添えます。これは、職員に対してどうだこうだということではなく、問責の関係ではなくて、病院の実態が、課題が分かったということで御理解願えたらと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に再質問ですけど、町長から答弁がありましたクリーンますの関係でございます。

87歳の方から私に相談がありまして、私の自宅にそういうものがない関係で、私もよく分からなかったんですけど、実際現物を見せてもらいました。

そして、実際開けて中を見ました。これは、80歳を超えた方がやれるような処理じゃないということで、先ほど町長も言われましたように、社会福祉協議会に年に2、3回問合せがあるということでしたが、2、3回ってすごい少ないなと私は思ったんです。その方が言われるのに、80歳以上だったら絶対無理よという話で、実際私も蓋を開けてみました。当然ドライバーを使

ってやるが、結構重たいです。

それで、実際開けてみると、中にたくさん泡が出て、環境、衛生的にはちょっとどうなのかなと思いましたが、まず難しいのが入り口に20センチぐらいの籠があるわけで、それ大変です。私も実際65歳になりますけれど、大変だなということに気づきました。

それで、どうだこうだという話ではないんですけど、せっかく下水道を進めていく中で、クリーンますの清掃の問題もどんどん出てくると思いますし、行政に期待をしている町民が結構いるんだろうと思います。

これは要望になります。先ほどボランティアの話も出ましたが、高齢者が増えていく中で、高齢者が困っている内容ってたくさんあると思います。その中の1つにクリーンますの問題を加えていただきたい。

社会福祉協議会に年に2、3回って少ないなと思ったので、声が上がるように、情報をしっかり流していただけないかなと思っております。どこに聞いたらええのかも分からない、だから私をたまたま知っておったから、私に電話がかかってきたんですけど、そういったことでクリーンますの問題、誰かが支援してあげなければいけないと思いますので、ぜひともその辺りは町もいろんな情報を流していただけたらと思います。

今回の件で、福祉課と下水道課に、いろいろ御迷惑をかけておりますが、もし何かありましたら、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 竹田議員から御要望がありましたけれども、健康福祉部としては、先ほど、町長からも申し上げましたが、ボランティアの養成に力を入れていくというのが福祉関係としてはまず第一に取り組むべきこととか、現に今も取り組んでおりますけれども、少しでも協力者が増えるように頑張っていきたいということでございます。

福祉関係のそういう高齢者問題の1つとして、このクリーンますのことも念頭に入れて、今後いろいろと協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） クリーンますの清掃についての情報提供になるかどうかということでお答えさせていただきたいんですけど、浄化槽の維持管理をされております清掃業者さんがあると思うんですけど、こちらに依頼をすることが可能であると思います。実際にちょっと問い合わせしてみたんですけど、2,000円から3,000円程度の費用で清掃していただけたということなので、それも1つの手かなというふうに思いますので、御紹介をさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（４番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。どうぞクリーンますの清掃について、よろしく願いいたします。

それでは、病院のほうに入りたいと思います。

５点上げましたけれど、質問１の件については、石原病院事業管理者から、今後統一していくということですので、職員が分かりやすいように、職員を指導しやすいようにということで、ぜひともそういったものをやっていただけたらと思います。

特に、理念とか方針って一番基になる部分ですので、職員を指導する、特にまた浸透させていくという面では、一番その部分が鍵の部分だろうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、次に２番目の内科受診希望の医師を希望したところという件についてちょっと再質問させてもらいますけれど、これ私が行った経験でちょっと質問させてもらったんですけど、今現在の状況であれば、Ａ医師、Ｂ医師がいたときに、私は、Ａ医師で診てもらいたいんだけど、それは今の東和病院のやり方では無理ということですよ。それはなぜなんですか。ちょっと私は理解しにくかったんですが、それはどういったお考えがあるんですか。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの御質問にお答えします。

今の御質問で、Ａ医師、Ｂ医師、どちらか選べないのかという御質問だったと思いますが、あくまでも同じ疾患を診れる医師が２人、３人いた場合に、１人の医師に業務が集中しないように、そこは病院の中で患者さんを振り分けているという状況です。

また、紹介状等がありましたら、そこは臨機応変に対応しているところでございます。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（４番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。ちょっと私の頭では理解しにくいなと思いますけれど、ひとまず今は、そういう形をまだ継続しているということですね。何かおかしく思いますけれど、今回はこれでやめましょう。

じゃあ、その中で、今回の件について、責任者の方に伝えてくださいと私はお話ししたんですが、石原病院事業管理者には伝わっておりますか。（発言する者あり）はい、結構でございます。

じゃあ、３番目のところで再質問させてもらいます。

石原病院事業管理者からオンライン診療ができたと言われ、私は大変うれしく思っております。それで、今回こういうことになったんですけど、ネットに眼科のオンライン診療が載っております。東和病院も掲載されておりました。

そして、東和病院の玄関入り口のチラシ立てにも、オンライン診療のチラシが出ておりました。

これが出ていました。これSOKUYAKUというんですかね。

それで、先ほども言いましたように、実際に、問合せに対して対応できなかったということで、今まで問合せがなかったと言われたんですけど、なかったから知らなかったんだということでなくて——医療に関する課題がどんどん増えております。特に、また過疎地の医療水準と都市部の医療水準の格差の問題とか、たくさん出てきております。

こういった社会の変化に対してオンライン診療の役割というのがどうも認識されていないのか、なと、これからの世界的な課題、日本国内の課題、町内の課題も含めて、オンライン診療でカバーできるという認識がどこまで広まっているのか、私、ちょっと疑問に感じておるんですけど、オンライン診療のメリットを町内全体のそういった関係施設へもっともっと周知すべきじゃないかと思います。いなかったからやりませんでしたじゃなくて、これからどんどん人口減少が進んでくる中で、人、医療ってすごく一番大きな、一番関心のある問題なんですよ。

いつもここで質問するときに、ここに住むかどうかといったときに、ここに私も住みたいんですけど、そのためには医療が充実されなければ難しいと思います。

町長も人口減少と言う、私も人口減少はすごい大きな問題だと思いますけれど、その点について答弁というか、そのオンライン診療の周知に対してどのようにお考えになられておりますか。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまのオンライン診療についてのお問合せ、御質問でございます。

今、国におきましては、このオンライン診療、へき地においては非常に有効だとされております。それは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の中でも実証されたところです。我々は現在、この国の動き、まずはへき地においては、問題はお年寄りの方々がオンラインの端末になかなか対応できないということで、看護師に行っていただいて、看護師が機械を操作しながら、遠隔にいる医師とつながって診療するという、そういった取り組みに対し、新たな診療報酬の点数がついております。1人あたり50点、500円でございますけれども、新たな取り組みが国においても始まっておりますし、我々もぜひ対応したいと考えております。

オンライン診療を普及するためには、そういった国の動きとか、世の中の動きに対応していかなければならないんですけども、我々新たに、まだ今からの動きでございますけれども、県の実証事業の公募が今されております。このオンライン診療を含めたDXの取り組みですけれども、そこに手をあげたいと、今準備をしております。東和病院を中心にオンライン診療の実証実験、いわゆる先ほど言いましたD to P with N、D o c t o r t o P a t i e n t w i t h N u r s eという取り組みをやっていきたいと思います。ちょっと採択されるかどうかはこれからでございますけれども、頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（４番 竹田 茂伸君） 山中病院事業局総務部長、ありがとうございます。そういった答えを私は求めておったんですが、最初に言われた、高齢者はそういった機械に慣れていないから、当然そうだと思います。代わりにやってあげるといのは、実際全国で私もたくさん聞いております。ぜひ今言われたようなことを推し進めていただけたらと思います。

それから、４番目の質問に対しての再質問ですけど、月曜日と金曜日に送迎をしているということですけど、実際にこの間、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会で周防大島町地域公共交通計画の話をも聞いて、少し進んでいるなということで安心はしたんですけど、私が議員になって３年半になりますが、家房で輸送が切れるんですよと言われてから３年半たっておるが、いまだにそういうことを言われる町民がおられます。実際困っておるんですよね。

私が言いたいのは、いろんな時間の問題とか、金銭面の問題もあります。特に、小松から安下庄間は１，０７０円のバス代がかかります。そして、家房から安下庄間が４４０円かかるわけです。それで、家房まで連れてきていただいても、そこでまた１時間ぐらいバスを待たなければならぬと、これは実際車に乗られる方には分からないです。車に乗られない方がそこでそういう話を私にしてくれるので。

さっき言った周防大島町地域公共交通計画も少しずつ進んでおるということですので、すぐにどうして欲しい、こうして欲しいということは、私もちょっと控えますけれど、ぜひともそこら辺りも何とか改善できないかなと。昨日も東和病院に私がかかっていたので、半日ぐらいいたんですけど、すごく運転手は気を配られて、気を遣っておるというんですか、どこどこに行くのに帰る方はおられますかと、漏れがないように声をかけておられました。ぜひともそういったことも含めてやっていただけたらと思っております。

安下庄の便、先ほど東和病院の眼科の受診日にマイクロバスがありませんと言ったんですが、私がこの前、実際行ったときに、目の検査で車に乗れない検査がありますよね。それで、私はたまたま代わりに運転してもらえ人がおったから、それでよかったんですけど、もし、先ほども言いましたように、車も乗れない、周りにそういった知り合いがいない方だったら、これ１日で計算したら、バスといろんなものを使ったときに、約５時間ぐらいかかるんです。公共バスと、病院のマイクロバスを使って帰るとですね。これは大変なことですよ。文句言っとるわけじゃないんですが、実際実情がそうなんだということで、改善できる点は、ぜひ直していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、５番目です。

医師との連携の話も、先ほど石原病院事業管理者からありましたけれど、当番医の連携は、今

までも聞いております。今、令和2年12月現在の資料なんですが、山口県の医師が3,491人おられるんですかね。3,500人近くお医者さんがおられると、そのうち少数区域の柳井医療圏に医師が152人、8つの医療圏のうち、産科と小児科では何か医療圏が違うということで、私もちょっと知らなかったんですけど、地理的に田布施町、平生町、上関町は、柳井エリアで受診をされるんだろうと思いますけれど、周防大島町は、医師の高齢化と人口密度が低いことから、民間医師との連携が必要なんだということは、私、すごく思っております。特に、先ほども申し上げましたオンライン診療を強力に進めなければいけないということを思っております。

そういったことで、医療圏の面積といいますか、ちょっと私も調べてみたんですけど、柳井医療圏の面積の3割が柳井市、3割が周防大島町、残りの4割が田布施町と平生町と上関町である。そういった中で、柳井市には周東総合病院がありますね。そういったことも考えて、やはり連携というのをやっていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

それで、通告にはないんですけど、これもしよかったら、回答できちゃ回答していただけたらと思うんですけど、私も医療関係、すごく関心があって、いろんな本も読ませていただきますけれど、よい医師とよい病院の選び方とか、いろんなものがありますが、そういったものが最近多いです。周防大島町におけるよい医師、よい病院とは、どういったことを言われるんでしょうか、もし回答ができたら、回答していただけないでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまのこの周防大島町にとってよい医師、よい病院とは何かという御質問ですけれども、まずこの地域の医療提供体制を維持する、これがまず最重要課題と考えております。一般的には、必要なときに医療が提供できる、町民の方々に必要な医療を提供し続けるということが大事だと思っております。それには、やはり経営も大事でございますので、またいろいろとよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間がたっておりますので、ちょっと早く進めます。

5つ再質問させていただきましたが、ここで町内の公立病院のネットのロコミと全国の他の自治体の先進地の事例を少し紹介させていただきます。

ロコミで、橘医院、大島病院、東和病院とありますけれど、ここではちょっと数値は控えたいと思いますので、ぜひ見ていただけたらと思います。

ここからは少し紹介させてもらう中で、令和6年4月9日から令和6年4月11日、私費で東京大学医学部附属病院へ視察に行ってきました。外来受診支援アプリというのが令和5年10月

から始まっておるみたいですが、そこで、こういったチラシをもらったんですけど、スマートフォンで予約確認をすると、何日の何時からですと予約情報が返ってくるという大変便利な、そして待ち人数の通知だとか、支払いの関係もLINEへ通知があるということで、事前登録したクレジットカードで支払いのため、会計を待たずに帰ることができるんだということです。

私は、何が言いたいかと言うと、デジタル化がどんどん進む中で、周防大島町長、今すごくよくやられとると思います。私も、スマホ役場とか何か見るのに、よくやっているなと思いますし、ぜひ進めてほしいんですが、ぜひとも医療改革の一環として、こういったものを導入していただけたらなと思います。案外この内容って、DX班でできませんかね。ちょっとすぐに答えは難しいかも分かりません。ぜひこういうものをやってください。人が少なくなる中で、これは本当にいいと思います。よろしくお願いします。

それから、もう1点、新潟県の津南町の病院経営改革について、ちょっとお話をさせてもらいますが、桑原悠さんという37歳の若い町長で、この方、東京大学の公共政策大学院を出られて、いろいろ病院の経営改革をやっております。その方が約4年間で約2億円近く改善しておると、内容は外部有識者の力を借りて組織改革をやったということで、そしてまた公立だからといって、親方日の丸的にやるんじゃないで、自らが変わっていける組織を目指すんだということであつたそうです。

そうすることによって、職員一人一人の働き方が変わったということで、医療サービスの資質が上がり、結果的に収益性が上がったということです。ぜひこのあたりも、先ほど山中病院事業局総務部長と石原病院事業管理者の言われている言葉を聞くと、こういったこともすぐできるんじゃないかと私は思っておりますので、期待しております。よろしくお願いいたします。

それから、もう1点、これは宮崎県延岡市の話ですけど、これ医療改革ということで、全国初の条例をつくった。これは地域医療を守る条例ということで、健康長寿を推進することを基本理念として推進し、医療機関に責任を持たせたと、責務を定めたということで、条例をつくることによって、また市民が地域医療のあり方を自分事として捉えるようになったということによかったんだという記事がありました。この辺りも、ぜひ頭の隅に入れていただけたらと思います。

そして、結果的に医師補充を求める署名活動をやったおかげで、6名補充されたということもあつたということで、よろしくお願いします。

それで、そろそろまとめに入りますけれど、都市部と医療格差が大きくなっておる中、国が人口減少対策として過疎地域の自治体にコンパクトシティを促しています。自治体の4割が消滅すると言われていいる中、誰もが豊かな人生を送りたい、幸せになりたい、人生を楽しみたいと思っています。

本町の医療現状では、町外へ出ていく方も結構おられるみたいです。社会の変化に対応した、

100年先までも安心できる町民全体のための医療改革は、どうすればできるのかということが大事なことなんじゃないかと思います。民間活力を入れた経営強化を図っていただきたいと思いますし、図ることで生き残ってほしいと思います。

そこで、行政・病院事業改革特別委員会で病院のお話が出ておりますが、それはそれとして、しっかり並行して議論してもらいながら、違った視点で町民全体の再編の議論をと願っております。

最後の要望ですが、国は、災害医療として実効性のある業務継続計画、BCPの策定を義務づけていますが、一般病院で策定自体が進んでいないということでございます。大島病院が老朽化した後、先ほども申し上げましたが、100年先までも安心して本町で生活できるような医療を目指さなければなりません。大島病院が今の場所にできて、今14年、東和病院（東棟）を改築して10年、橘医院が今の場所にできて24年、鉄筋でできておりますので、一応一般的な統計的な数字では、耐用年数はまだ四、五十年あると思いますけれど、そこで、そういった中でいつ災害が来るか分からないということで、能登半島地震の例を出しますけれど、よく新聞に出ております公立穴水総合病院、道路の至るところが陥没して、道路の寸断や大規模な断水で外来診療を休止しなければならなかったということでもあります。

そこで、最後の要望です。医療機器の洗浄や透析には大量の水が要る。特に透析には、大量の水が要るということを聞いております。今後、南海トラフ巨大地震の対策と持続的な地域医療体制を確保するためにも非常時水源、4つのうち3つが橘医院の近くにあるわけです。鹿家、安西、油良、久賀にもありますが、4つのうち3つがあります。

それから、ドクターヘリが離着陸できる場所が周防大島町に21件登録されておりますけれど、そういった場所も近くにあるということから、柳井医療圏におけるコンパクトシティとして、仮称ですけど、橘医院を周防大島町総合病院に改編または日良居出張所を周防大島町総合病院に変更するといったような提案をしたいと思います。久賀エリアから日良居地区がコンパクトシティとして、周防大島町の大体位置的に真ん中になります。

そして、災害時に対応できるのは、水源が近いところが一番いいんだろうと思います。そういったことで、いろいろ勝手なことを申し上げましたけれど、今要望しましたことを提案して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、6番、岡崎裕一議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 議席番号6番、岡崎裕一でございます。本日はよろしくお願ひいたします。本日は、2点あります。

まず、住民との議論の場をについてです。

住民の皆さんと議論の場を積極的につくっていただく必要があるのではと思っております。今より20年前、平成16年10月1日、大島郡の4町が合併しまして、周防大島町が誕生いたしました。今年で、合併20周年ですね。おめでとうございます。

その際、作成された合併協定書の1ページ目の4番、新町の事務所は大島郡久賀町に置くのがふさわしいが、当分の間、新町の事務所は大島郡大島町大字小松126番地の2、現周防大島町役場、ここにすると明記されています。

私を含め、当時、旧久賀町の皆さんは、いずれは何か動き、または最低でも何か説明があるのではと思っておりましたが、これとっていつに説明会など開かれておりません。なぜこの問題がいまだ放置されているのか、少し理解に苦しむのでありますが、今でも旧久賀町の会合などでは、たまにこの話題になります。

私自身、1年ほど前より、このことについて、町民の皆様よりお話を聞かせていただいてまいりました。ここからが問題なんですけれど、その際、多くの方が、まだ旧久賀町に本所が来ると思っておられ、ほぼ納得しておられません。決して昔の話ではなく、今現在、進行形の話だと考えます。この一文が私を含めた旧久賀町の皆さんにとって重くのしかかっていることがよく分かりました。

その中でも特に多かった御意見は、知らないところで全てが決まっており、事後報告であり、つまり議論が少ないこととのことでした。周防大島町の人口において、喜ばしいことに、令和6年5月1日現在、24世帯12名も増加しましたが、私が危惧しているのは、それでも周防大島町の人口は減り続けることが予想され、この先、再びこういった問題は、各地域いろいろと出てくると思います。今の4つの庁舎の統合や支所化、地域の施設の縮小や閉鎖、公共交通機関の統合や人口の少ないところへの迷惑設備の建設、これは後ほど、田中議員にお任せいたしますが、その時々町民の皆さんにお願いして我慢していただくことも多々あるでしょう。だからこそ、こういった問題は放置できない。そこの地域の皆さんにお願いするときにした約束は、当然ですが守る。

ただ、思うようにいかないこともあると思います。そのときは最大限丁寧にお伝えし、御理解いただくことが誠意じゃないでしょうか。簡単なことではなく、非常に難しい課題だと思います。ひょっとすると町民の皆さんが納得するような着地点などはないかもしれませんが、放置するから、なおさら問題も大きく複雑になっていくのだと思います。今後、要望があれば積極的に町が主体で、タウンミーティングなど議論の場を設けることが必要だと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、新たな特産品の創出について、先月令和6年5月28日に町内の農家さんが主体となり、

新たに周防大島花木生産組合が立ち上がりました。花に木で、花木です。町長をはじめ、山口県の農林部長や県内外の各市場の社長や担当者、地域農業協同組合、あと県や町の農林関係者など、そうそうたる皆様に御出席いただき、盛大に設立総会を行うことができました。各方面の皆様には多大なる御支援と御鞭撻をいただきました。この場で厚く感謝、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この取組は、アカシアやユーカリ、榲など、あまり手がかからず、重量の軽い花木をかんきつ畑の空いたスペースで栽培し、かんきつ栽培の補完作物として、農業者の収入確保のための第一段階であります。

同時に、栽培講習、収穫体験やリース作りなど、花に育てると書いて、花育に向けた準備をしております。これを専門家に聞きますと、花木にとって、ここ周防大島の気候と土壌、またかんきつ栽培との相性は非常によく、新たな産地として期待できるとのお言葉をいただいております。

町内で既に成功事例もあり、県内及び県外、大都市圏の市場関係の方々も大いに注目しております。これまで、私も一貫してお話してきましたが、かんきつ栽培だけでは収入的に非常に厳しい場合が多く、最近では各資材の高騰も相まって、かんきつ栽培の現場は非常に厳しく、そのせいでかんきつ栽培を断念される方もおられます。

この取組について、もう1つお伝えしたいのは、決してかんきつを減らして花木を増やすのではないということです。かんきつ生産は人です。先輩方がこれまで守ってこられた産地と頑張っておられる生産者の方々を収入的な問題なんかで潰さないための、そして守るための取組なんです。

そこで質問させていただきます。

今後、周防大島町産の花木、アカシアやユーカリ、榲などが栽培され出荷されるわけですが、例えば生産者の視察研修の補助や苗木代の一部、町費による補助など、町として新しい産地づくりの特産品づくりと一緒にやっていく考えはありませんか。町長の考えをお聞かせください。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員の住民との議論の場をについての御質問にお答えをいたします。

本町では、総務課が所管する行政連絡員集会、各総合支所が所管する自治会長集会、政策企画課所管の町長との意見交換会、通称ワンテーマディスカッションなどを住民との議論の場として位置付けているところであります。

特に、ワンテーマディスカッションは、町民の皆さんが積極的に町政運営に参画する仕組みとして実施しており、私自身が町民の皆さんのところへ出向き、自由な雰囲気の中で話し合いを行いながら、町民の皆さんの生の声を聴く機会として捉えております。

このワンテーマディスカッションは、5名から10名程度の団体を対象としており、申し込みのございましたテーマについて、意見交換を行うものでございます。

公開の場での実施としており、いただきました御意見等につきましては、関係所管課へ情報を共有し、対応可能なものにつきましては、所管課にて対応しているところでございます。

今後、より多くの皆さんが町政に参画し、発展させていくことは大変重要なことであると認識しており、町が町民の皆さんのための議論の場を設け、幅広く御意見をお伺いすることも必要に応じて考えていかなければならないと考えております。

町民の皆さんの声を聴き、話し合いの場を持つ機会といたしましては、先ほど申し上げました町長との意見交換会を積極的に活用していただき、地域における生活に関わる課題や活動状況、まちづくりの推進等につきまして幅広く御意見等をいただければと考えているところでございます。

引き続き、広報やホームページ等で町民の皆さんに周知を行い、しっかりと活用につなげてまいりたいと考えております。

今後におきましても、豊かに暮らす・個性を活かす・人が活躍する、こちらまちづくりの基本目標でありまして、この3つが1つになって、人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち周防大島とつながってまいりますけれども、この3つの理念を基本にしながら、町民が主役で、町民や事業者など自らが主体的に参画・協働するまちづくりを進めていく所存であります。

町民の皆さんのまちづくりへの積極的な参画をお願いするとともに、町全体の課題や各地区における課題など、町民の皆さんの声をしっかりと聴き、今後のまちづくりに生かせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 岡崎議員の新たな特産品の創出をについての御質問にお答えいたします。

町内の農業者を主体に、基幹産業であるかんきつ類の補完作物としてアカシアやユーカリ等の花木類の産地化と周防大島町の農業振興を目的に、令和6年5月28日に周防大島花木生産組合が設立されました。

当組合の設立により、会員相互の花木生産に関する技術向上や情報交換が進み、経営面等の向上が図られ、花木の産地化の進展、かんきつ類をはじめとする新規就農者の経営安定、耕作放棄地の解消にも寄与するものと期待しておりますし、大変心強く、またありがたいと思っております。

御質問にあります新しい産地づくりのために、今後町費による生産者の視察研修や苗木代の一部補助など、町として新しい産地づくり、特産品づくりと一緒にやっていく考えはないかという

御質問についてですが、町といたしましても、先ほど言いましたように、期待しておる団体でございます。この周防大島花木生産組合の設立を契機に、かんきつ出荷量の減少、栽培資材の高騰等による苦しい経営状況に追い込まれている農業者の方々のためにも、山口県農業振興課、それから山口県柳井農林水産事務所、J A山口県周防大島統括本部、周防大島担い手支援センター等、関係機関と協議をしながら、国、県等の経営発展に役立つ支援策の紹介や農業者の現状を見据えた施策について検討していきたいと考えております。御理解をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 御答弁どうもありがとうございました。

まず、タウンミーティングの件なんですけれど、ワンテーマディスカッション、これをされていらっしゃるということなんですけれど、ちょっとこのテーマというのが20年間あまり触れられてこなかったテーマでございます。この合併協定のテーマというのは、あまり触れられてこなかった。言い方悪いんですけど、放置されてきた問題であります。

例えば、こういったワンテーマディスカッションなんかというのは、最初にテーマ自体を申し込むんだと思うんですけど、そういった感じのテーマでも、ちゃんと申し込めばしていただけるのかどうかというのをちょっとお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） テーマについては、様々な町政に関わることであれば、町としてもしっかりとそのテーマに沿った議論をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。ぜひとも町長には、町民の皆様のこのことに関しての受け止めとか御意見とかを直接町長の耳でお聴きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、ちょっと周防大島花木生産組合のことなんですけれど、今は本当にかんきつ生産というのが楽ではないということは重々承知していただいておりますんですけど、かんきつの農業現場としても選果場の問題、高齢化の問題、あと天候不順なんかも相まって、非常に厳しい状態でございます。

なぜ町として一緒にやっていただきたいのかと申しますと、これは県外の市場関係者にとって、町と組合が一枚岩であるというのは、今後の販売戦略にとって非常に大きいことなんです。ぜひとも前向きに、この取組について御理解をいただいて、ちょっと前のめりぐらいにやっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） この取組は非常に、先ほども答弁の中で申しましたが、ありがたいことと思っております。いわゆる、みかんの収穫時期以外の収入にもつながりますし、敷地面積として今あるみかん畑の一部で行っていきける、そういった利点も多く見られると思っております。

ですから、今、前向きにという御指摘でしたが、改めて関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） それでは、第3回定例会で、ちょっともう1回言わせていただきます。ひとつよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（小田 貞利君） 以上で、岡崎裕一議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後0時07分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 本日は、3点ほどお尋ねをいたします。

まず、久賀棕野下水処理場関連整備についてということで、これは令和4年第1回定例会で私が質問をしたことを受けて、その後どういうふうな検討をされて、どういう結果になったか。経緯とかは結構ですので、結論だけ御答弁をお願いいたします。

2番目は、町営住宅の老朽化対策等についてということで、これは町内各地にあります町営住宅が非常に老朽化して、南海トラフ巨大地震とかが懸念される中で、安全性も非常に危惧されるというような状況にある。これは一目瞭然だと思いますが。

その町営住宅をどのように対策を講じていくのか、老朽化等、耐震対策等の安全対策ですね。そういったことをどういう方針で、どういう計画を持って対応していこうとされているのか、そこを具体的に御説明、御答弁をお願いいたします。

3つ目は、訴訟の現状と認識についてということですが、これは、まず、これまで過去10年間で、町とか町の関係機関が被告なり被告人となった民事裁判、刑事裁判、それが何件あって、どういう結果になったのか、簡単に結構ですので、まずはこの点について御答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員からの1点目、久賀棕野下水処理場関連整備について及び2点目の町営住宅の老朽化対策等について、こちらにお答えいたします。

まずは、1点目の久賀棕野下水処理場関連整備についてでございます。

久賀大島浄化センターの設置にあたりましては、地元棕野の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様の御尽力を賜り、施設の建設、そして稼働につなげることができました。この場をお借りし、改めまして感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、議員御質問のとおり、令和4年第1回定例会において、下水処理場と一体となって、にぎわいの場づくりについて検討をしまいるという旨の答弁をさせていただきました。

今、現地の状況でございますが、処理場前のスペースが山口県の公衆用道路となっておりますので、現在、これを占用させていただき、残土の仮置場として、仮囲いのバリケードを設置した内側で利用しております。

下水道管の埋設工事につきましては、床掘の際に良質な土砂が発生した場合は、埋め戻し用の土砂としてストックをしますので、一定規模の仮置場が必要となってまいります。

残土の仮置場につきましては、土地の利用状況に応じて、どこに置いてもよいというものではなく、時にはほかの法律に抵触をする恐れもございますので、下水道施設の整備工事を推進している間は、このスペースを現在のように仮置場として利用していくことを考えております。

しかしながら、処理場前の駐車場や公衆トイレ等の利活用につきましては、下水道施設の整備後に周辺をどう一体利用していくのか重要な課題と認識しており、下水道施設の整備完了時期が具体的になるタイミングを見定めて、利活用の方法の検討を進めていく考えであります。

続きましては、2点目の町営住宅の老朽化対策等についての御質問にお答えをいたします。

本町では、住宅に困窮する低額所得者、高齢者、障がい者などの住居の安定確保や若年・子育て世帯等の定住の促進を目的として、町営住宅42団地688戸、こちらは令和6年4月1日現在でございますが——こちらを管理しています。これらの町営住宅の中には、既に耐用年限を超過し更新の時期を迎えている住宅があり、更新を計画的に進めることが必要となっております。

このため、町営住宅の維持管理、整備等においては、人口推計や町営住宅需要等の将来見通しを踏まえたストック量の確保、長期活用を図るべき住宅にかかる予防保全の観点からの維持管理、計画的な修繕等による長寿命化を図ることが必要となっております。

平成29年8月に、町営住宅の現状と劣化状況を把握するため、現地目視調査を行い、周防大島町公営住宅等長寿命化計画に基づく団地カルテというものを整理しております。

耐震については、昭和56年の新耐震基準に基づき設計されたものかどうかを基準とし、この

団地カルテを基に必要な改善措置を実施し、良好な町営住宅ストックを確保いたします。

また、耐用年限を経過し、老朽化した町営住宅については、政策空家として入居募集を行わず、団地全体が空家になった時点で用途廃止とする方針であります。

今後も、入居者が安全で快適に暮らせるよう、住棟、住戸の状況も踏まえて、居住性の向上、高齢者の安全性の確保などを目的とした改善を進めてまいります。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の訴訟の現状と認識についての御質問にお答えいたします。

平成26年度以降で、町、関係機関若しくは職員が被告となった裁判の件数でございますが、10件の民事訴訟と1件の刑事告訴が提起されております。民事は、損害賠償請求事件が6件、文書公開決定処分取消請求及び公開義務付け請求事件が2件、慰謝料請求事件が2件となっており、刑事事件は1件の業務上横領事件となっております。

なお、民事訴訟の10件中3件は現在も係争中であり、そのうち2件は損害賠償請求事件で、1件が文書公開決定処分取消請求及び公開義務付け請求事件でございます。残りの7件は全て結審しており、却下若しくは棄却が5件で、慰謝料請求事件における一部支払命令が1件と、業務上横領事件における元職員への賠償命令が1件となっております。

業務上横領に伴う刑事裁判1件につきましては、元職員に対し懲役2年の実刑判決となっております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、下水処理場の件ですが、残土処分場として使用しているということで、先ほどの御答弁では、まだ整備が終わっていないから現状では何も対策は講じないよというふうに聞こえたんですが。

私が申し上げているのは、まず、もともとは住民説明会、10年以上前の平成25年9月の住民説明会で前町長が答弁したこと、内容を踏まえて、それをどう実現するんですかということ、2年前の令和4年第1回定例会で私が質問して、そのときに町長からどういった利用の形があるのかということをしっかり検討させていただいて、どういった施設、どういった広場、にぎわいの広場、楽しい広場にするのかということも考えてまいりたいと、住民の皆さんにも御意見をいただきながら検討するというような御答弁をいただいております。

その後2年以上たって、その検討の結果はどうだったのかということ、を質問したつもりなんです、が、改めて、要するに、先ほどの御答弁をそのまま受け取ると、検討はしていないよと、まだ完成していないから検討していないよというふうに聞こえたんですが、果たしてそうなのかどうか、住民の皆さんに御意見をいただいたりしたことはあったのかどうか、その辺をもう1回御答

弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、今のこの整備中であるということで、この当該土地が県の——町長の答弁の中にもございましたが、県の公衆用道路になっております。その辺もありますので、当時の住民説明会、前町長が御説明したような、にぎわいの創出の場が可能かどうかということをまず検討をしているところではございます。

住民説明会のほう、その後の令和4年第1回定例会以降に住民からの意見、要望を聞くという会自体は実施をしておりません。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 前回の一般質問のときに——前回というか、令和4年第1回定例会の一般質問のときに申し上げたので、改めては申しませんが、要するに、これ住民の方との約束なんですよ。

現場の状況というのはあるでしょうけれど、それは住民の方との約束にとっては何の意味もないことで、残土処分場が必要なら残土処分場を確保すればいい話で、それとこの住民の方との約束を守れないということは何の関係もない話です。

関係があるんだとすれば、私は、今現時点で速やかに住民の方に対して、これ遅いんですけど、せめてこの2年前に一般質問をした後にでも、すぐにでも住民の方に、これはすぐには約束を果たせません、10年以上たっているけれどそれは放置されたままになっていますと、これを今すぐ約束を果たすことはできないけれど、今後どういうふうにやっていこうとしているというようなことを説明するべきだと、しなきゃいけないと思います。

それを今、住民の方への説明はしていないということですが、それはどういう、何ていうんですかね、御意向があつてというんか、しちゃいけないと誰かから言われているのか。

普通の人間の感覚として、2年前に指摘を受けた時点で——じゃあ何か、住民の方に約束が果たせないんであれば、約束が果たせませんよと、時間がかかるんなら時間がかかりますよ、何年後にはこれを、約束を果たしますというようなことを改めてですね。

10年以上放っておかれたんですから、それは、ここで私が申し上げるまでもなく、きちっと説明するべき話だと思いますが、その点について、中元総務部長でも町長でもいいですけど、どういうふうにお考えなのか。

ちょっと今の答弁じゃ、また先送りになりますよ。またこれで2年も3年も5年もたって、いやその後の状況で実現できていません、住民の方にも何の説明もしていませんというんじゃ、ちょっと話が通らないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の御質問でありますけれども、この約束という内容について、もう一度精査させていただいて、そして、10年たっているという議員の御指摘がございます。この住民の方とどういったその取り決め等々があるのかということをもう1度確認をさせていただきたいと思います。

そして、この処理場の前の土地、道路でありますけれども、これも県の公衆用道路ということで、古くは旧道の部分がパーキングになっているというような状況になっておりました。

こちら先般、県土木建築事務所の皆さんとこれも協議をしながらですね。これは県の土地でありますので、町が使うということについても、これはどういった形を取るのがいいのかということも先般協議をしたところでございます。

そういったことも踏まえて、住民の皆さんとどのような形で取り決めをしているのかということをもう1度確認のうえ、これを置いておくということはずに、こちら今一度精査してまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 何度も繰り返しますが、2年前に私が質問しているんで、今から検討する、整理する、確認するという話じゃないと思うんですね。

あえて申し上げますが、平成25年の説明会のときは、住民の方の御意向というのはおおむね反対傾向だったと、議事録を読む限り、おおむね反対の意識が強かったと、意向が強かった。

その中で、前町長がこれは迷惑施設じゃないんだと、この処理場予定地にチャレンジショップをつくり、にぎわいの場をつくってこうと考えていますと、あと海岸清掃とかの話もあります。環境整備というんですか、そういった話もあって、そういうことで、要するに代替案というんですかね。

前町長は迷惑施設じゃないけれど、住民の方にとっては迷惑施設だと思われるから、こういう発言も出ているんだろうと思いますが、その迷惑施設をつくる代わりに、こういったにぎわいの施設をつくるから、どうか理解してくれと、大ざっぱに言えばそういうニュアンスの説明なんです。

先ほどから残土処分場として利用しているとか、県の施設とかという話もありますが、別に住民の方にとっては、あの今の処理場の場所ににぎわいの施設、チャレンジショップとかをつくって、この約束だというふうに認識をしているわけじゃないと思います。要するに、迷惑施設の代わりに、にぎわいの施設をつくるということが住民の方との約束なんです。

別にあの場所に無理やりチャレンジショップをつくる、仮にそういう話が出れば、私はもっと慎重な議論が必要だと思います。

それは置いておいて、今の迷惑施設をつくる代わりに、にぎわいの場をつくるんだという約束を私は果たすべきだと思いますし、果たさないと、要するにこれは、藤本町長が言ったことじゃありませんけれど、やはり周防大島町の町長が発言したことなんで、非常に重みのあることで、それがうやむやになるというようなことがあってはならない話です。

ですから、今の周防大島町の町長の責任として、そこはやはり住民の方にきちっとその言葉の責任というのを果たしていくべきだ。この2年間の話はいいです。本当は2年前に即あの場で、あの後に検討してほしかったんですけど、2年過ぎてしまいましたから、それはいいです。

じゃあ、今からもう1回この問題を改めて整理して検討するというのであれば、この場でその言葉で収めるわけにはいきませんので、期限を切ってください。

いつまでにその検討の結果を出して、肝心なのは、それを、この議会じゃなくて、住民の方に、この説明会を聞かれた住民の方にきちっと説明しなきゃいけない。仮に言い戻すようなことになれば、なぜそういうことになったのか、きちっと理由を説明して、直接この言葉に対する、説明に対する責任というのを果たしてもらわなきゃいけないと思います。それをいつまでにやりますか。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後1時22分休憩

.....

午後1時26分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） 若干答弁が繰り返しになる部分もあるかと思いますが、現在、県とこの公衆用道路の件、要は活用について相談をしている相談中でございます。

公衆用道路につきましては、トイレとか自転車置場程度なら、その占用許可が下りるんですが、なかなか建て屋の建設というところがちょっと難しいような、これはほかの県でもあったんですけど、ちょっとそういう状況になっております。

売却というか、払い下げも含めた打診もしたことはあるんですけど、そこらも含めて、今まさに県と話をしているところなんで、そこがどういうふうに活用できるかというある程度のめどが——めどというか、回答をいただいたら、それで、もしかしたらその当初、前町長がお約束したような形を取ることが不可能になる可能性もないことはないと思います。

いずれにいたしましても、どういった方向でこの土地を活用して、そういうにぎわいの創出の場を提供することができるのか、できないのかも含めて、今年度中にはある程度そこをめどに回答ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の答弁は要らないと思いますけれど。さっきも言いましたけれど、別に久賀の処理場の前の県有地にこのチャレンジショップをつくるというようなことを約束しているわけじゃないじゃないですか。

もしそうだとしたら、前町長は県有地であることを当然知っている話ですから、そこらのめどもついたうえでこういう約束をしているはずです。人の土地に勝手にものをつくれないうのは誰でも分かる話ですから、それを踏まえて、処理場予定地にチャレンジショップをつくり、にぎわいの場をつくっていいこうと考えていますというふうに言われているわけです。

私が言っているのは、10年以上ほっておいて、令和4年第1回定例会で私が言って、それで町長はちゃんと検討しますという御答弁をされて、それでさらに2年たって、何の協議も検討もしていない。別にそこが難しいんならほかの土地で、代替地でにぎわいの場をつくることは幾らでも可能です。

別に、私は施設をつくれと言っているわけじゃない。ただ、この言葉の約束を果たさなきゃいけないんじゃないんですか。

仮に、それがすぐに実現できないのであれば、そのことを住民の方にきちっと説明するべきじゃないんですか。じゃあ建設します、する、しない、いつまでにするとか、そういう話の答弁ができないのであれば、住民の方にきちっと説明する。今後のことを説明するのをいつまでにするかというのを答弁していただませんか。

住民の方は、これ、今でもきちっと覚えています。どうなったんだろうかと、10年ですよ。私は、2年たってこの御答弁の答えがないことも本当はあってはいけないことだと思います。この住民説明会、10年以上何の答えもなく、言いつ放しで終わっている。それはちょっと住民の方に対して、町として許されない話だと思います。

せめて、じゃあ住民の方にどういう言い方をするにしろ、検討をするにしろ、しないにしろ、つくるにしろ、つくらないにしろ、それをきちっと住民の方に来ていただいて直接説明をしますよというのを、いつまでにやるのかということだけ御答弁ください。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員御指摘のとおり、2年前、私もこちらについて答弁をさせていただきました。

それから、実際の動きはできていなかったこと、これは申し訳ないことでありますし、それはすぐに私も住民の皆さんに、当時の方が今、どのようにされているのかということも含めて、やはりなるべくできる限り早くお出合いをさせていただいて、お話を聞かせていただいて、そして、皆さんがどういった形を求められているのかということも含めてお話をさせていただきたいと、

このように思います。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 明確な期限、御答弁がありませんでしたけれど、町長ができるだけ早くと言われるんですから、それは尊重して、できるだけ早くというか、早急にそういう場が設けられるんであろう。

違うんであれば、例えば半年以内にそういう場は持たれない、これから選挙にもなるかもしれませんが、ならないかもしれませんが、そういう改選もあります。半年以内にやられないと、やるつもりはないと言われるんであれば、ちょっと後で御答弁いただければと思いますが、私としては半年以内にはやられると受け止めましたよということを申し上げておきます。

2番目の、町営住宅の老朽化対策ですが、長寿命化計画とか団地カルテとかという御答弁がありましたけれど、端的に言って、非常に見るからにあの施設の建物の環境がよくない。

クラックが入ったりしているところもあるし、一番は住民の方が結局、今、南海トラフ巨大地震が懸念されるような中で、これで大丈夫なんだろうか、建物ごと崩れるんじゃないだろうかというような不安を抱えながら生活をされていると、実際にそういう声があります。

現状で、絶対はないかもしれませんが、耐震対策と、地震に対してどこまで耐えられるのか、安全に住んでいただけるものなのかどうか、その辺をちょっと御説明ください。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 御指摘の、耐震に対してどのようになっているかということですが、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、耐震基準というものが1981年、昭和56年に新耐震基準となっております。新耐震基準を満たしている、満たしていないというのは、これ以降に建てられたものか、これ以前に建てられたものかという区別で判断をすることとしております。

その新耐震基準と旧耐震基準の違いなんですけど、旧耐震基準というのは、震度5程度の中規模地震で大きな損傷を受けないことというふうに示されております。新耐震基準というのは、中地震では軽微なひび割れ程度の損傷にとどめ、震度6程度の大規模な地震で建物の倒壊や損傷を受けないことと示されております。

ですから、旧耐震基準であっても完全に耐震性がないというわけではありませんが、新耐震基準というのは、さらに厳しく大きな地震に対して耐えられるようにということになっております。

実際に住民の方の不安ということですが、この今言った新耐震基準を満たしているか満たしていないかと言いますと、町内、先ほどから申しております688戸のうち261戸が新耐震基準は満たしておりません。町の方針としましては、この満たしていないというものは政策空家として、住まわれている方が全員退去した時点で用途廃止をするという方向で進めております。

その261戸のうち既に政策空家として空家になっているのが95戸あります。ですから、あと166戸に住まわれている方には、ほかの住宅への住み替え等をお願いして、一刻も早く安全な状態で生活をしていただけるよう進めているところでございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御答弁で、住み替えを進めておられるということでしたけれど、これはどのような、現状どういった進捗になっているのか、なかなか現実問題として、それ進みにくいんじゃないかなと思いますけれど、例えば166戸のうち10戸程度が進みましたよとか、そういった進捗を教えてください。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 住み替えを進めているというふうに先ほど申し上げましたけれど、正直なところ、今までは消極的な政策空家をつくっていくという姿勢でした。いわゆる転居された方、出た後は入居募集をしない。今住まわれている方に積極的にアプローチをしてこなかったのも事実としてあります。

ですから、今後、これは早急に進めていくべきと思っておりますので、直接の対話等で積極的をお願いをしていくということに尽きるかと思っております。

それから、転居がスムーズに進まないというのは、やはり、長らくそこに住まわれていた慣れ親しんだところということもありますし、転居していただく場合には、やはりそれなりに新しい住宅になりますので、今住んでいるところよりも家賃が上がってしまうというのも大きなハードルだと思っております。

しかし、安全性を考えれば、その辺を御理解いただいたうえで、丁寧に御説明をしたうえで進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく分からないんですけど、旧耐震基準で実際に今住まわれている方もいらっしゃるわけで、やはり今おっしゃられるように今住んでいるところから移り住むというのはなかなか抵抗がある。

なかなかそれ実効性がないんじゃないかなと思う、個人的には、建物が老朽化して危険性があるというんなら、町としてきちんと安全だとか、完全はないですよ。でも現在の新耐震基準を満たした安全な住宅を用意してあげる、整備するというのが一番実効性があるんじゃないかなと思います。

その辺ができるのかできないのか、その辺はお考えじゃないような今までの答弁でしたので、その辺はどういうふうに、建て替えとか、補修、改修とか、そういったことには手をつけないのか、何かその辺の理由があるのであれば教えてください。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今御質問の建て替えとか耐震基準を満たすような改築とかいうことを町はしないのかという御質問だったと思います。

まず1点、今ある建物の耐震化を上げる工事は非常に難しいというのがまず1点。それから2点目が、これは町全体の町営住宅のストック数を考えていかなければならないということも1点あります。これも長寿命化計画の中で述べております。

先ほど言いました現在688戸あります。この長寿命化計画の中で、将来人口推計、それから高齢化率の推計、それから世帯数の推計をしたうえで、10年後、20年後に町はどれだけの戸数をストックしておかなければいけないかということも述べております。

今688戸と言いましたけれども、その推計値によると、令和7年度では307戸でいい、令和17年度には223戸でいい、令和27年度は166戸でいいという判断基準がこの計画の中にも示されております。

ですから、建て替えるというよりも、今あるストックを有効に利用していかなければならないという観点からも、今住まわれている方には非常に迷惑な、個人個人には御迷惑な話かもしれません。

しかし、町が抱えていくストック量としては、そういった推計が出ております。これに基づいて、先ほどから申し上げている老朽化した、あるいは旧耐震基準しか満たしていないものは、その全体のストック量から落としていく、用途廃止をしていかなければならないという全体の方向の中でそういった取組をしているところでございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） じゃあ、その166戸、将来、その166戸というのは、現在、安全に住める住宅のストックはあるということで、そこへの住み替えを図っていくということだと思いますが、さっきから申し上げるのは、結局、今現実に老朽化した危険な住宅に住んでいる方がいらっしゃるんですから、今日大きな地震が来るかもしれないというときに、その方たちの対策は何も講じなくていいんですかということを申し上げているので、将来計画は、それはやはり別の話として、しっかりこれは住民の方に周知をしていかなきゃいけない話だと思います。

一方で、現実問題、目先の問題として、そういった実際に住んでいる方の安心安全、総合計画にも、あらゆる世代に適応した住みやすい住宅環境を形成し、安心な生活を提供しますというふうに目標が掲げられておりますから、そのための対策が非常に手薄なんじゃないのかなということでも申し上げたんで、特にそこら辺、現実的な目先の問題としては何も対策は講じられていないということでもよろしいのかどうか、もう1回だけ御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 根本的な新耐震基準を満たす改善はできていないのが実情です。通常の維持管理、それから壊れたところの補修等はもちろんやっていっております。

ちょっと御質問とはかけ離れる答弁になるかもしれませんが、この長寿命化計画は、令和7年度に見直しを行う予定でおります。先ほどちょっと申し上げました人口推計等も当然、社会情勢の変化により変わってきていますので、必要とするストック量等も変わってきている可能性があります。

その辺を踏まえたうえで、もう1度、町営住宅に住まわれている方への丁寧な説明等も含めて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、3番目の訴訟についてですが、10年で10件、1年に1件のペースで訴訟があると、これ、個人的には多いかと、私が当事者の場合もありますんで何とも言えません。

ひとつ、まず訴訟の場合に、今、町に顧問弁護士、契約している弁護士がいらっしゃいますが、訴訟の前にいろいろと、住民訴訟でいえば住民監査請求があり、情報公開訴訟でいえば不服申立てがある、そういった、どのタイミングでこの顧問弁護士というのは関わっているのか、その辺を、ちょっと簡単に結構ですので教えてください。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの、田中議員の顧問弁護士がどのタイミングで関わってくるかというところでございますが、そういう案件が発生して、各担当部署で対応を協議する中で、法律적인見解を求めなければならない場面になった時点で、相談を顧問弁護士にかけているというところでございます。

その顧問契約というのを毎年更新しながら結んでおりますけれども、顧問契約の中には法律問題に関する指導調査や、法律問題の相談というところが顧問契約の中でうたっている業務の中にありますので、そこで対応していただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） じゃあ実際に訴訟が始まって弁護士に委任すると思いますが、その弁護士というのはどういうふうな方法で選定、指名、委任されておられるんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま訴訟に発展した場合の弁護士の雇用の関係でございまして、先ほどの御質問の回答でも申し上げました顧問弁護士との顧問契約の中の業務の中で、法律の相談等とは別に、その他特に委嘱した事項というところも顧問弁護士との業務契約の中にあります。

訴訟とかに発展した場合については、その他特に委嘱した事項に該当するということで、まずは顧問弁護士に委託、お願いをするということになっております。

顧問弁護士では利害関係等の関係で弁護が不可能という判断をされた場合には、その他の弁護士にお願いするようなこともあろうかと思いますが、この過去10年間でそうなった案件、今回の御質問をいただいている回答の中の10件では、そういったことに該当する案件はございません。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私は、顧問業務と実際の訴訟の代理業務、これはちょっと別じゃないかなと思うんですが、これを1つにしている。

今、ここへ顧問契約書というのをいただいています、その他甲において特に委嘱した事項に、具体的な、実際の訴訟業務の代理が入るんだと、そちらのほうが大きい業務だと思うんですが、結局、この顧問契約書を基に訴訟の代理業務を随意契約で行うということだと思います。

そうするとやはり、1人の弁護士に判断を委ねると、顧問弁護士と実際の訴訟の代理人は、私は別々にすべきじゃないかなと思いますし、やっぱり、1人の弁護士、顧問契約をするのは別にして、1人の弁護士の判断に町の判断が左右されるというか、委ねられるというのは、あまり好ましいことじゃないのかなと、公益的な判断が本当にできるのであろうか。

やはり、セカンドオピニオンじゃないですけど、別の弁護士にも意見を聞いてみるとか、そういうことが必要なんじゃないかなと思いますが、結局、通常の顧問相談も、相談による顧問業務も、個別の訴訟の代理人業務も1人の弁護士に委任しているということになるのは、ちょっとどうなんかなと思います。

まず、その契約について、毎年更新と先ほど言われましたけれど、3か年で自動更新、契約期間3か年というふうになっていますけれど、これはどちらが正しいんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 大変申し訳ございません。私の答弁間違いでございまして、契約書に書いてあるとおり、3年に1度の更新で、しかも双方から申出がなければ同じ内容で更新されるという内容になっております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 行政は単年度主義なんですけれど、これは3年で契約しているというのは、何に基づいて3年で契約できているのかなと思いますが、それはちょっと時間がないので、答弁は結構です。

さっき1人の弁護士の判断というのは、結局、その顧問弁護士に相談して、それで訴訟も代理人を委任するということになると、やっぱり判断が偏ってしまうということもあるんで、私はそういうことを申し上げた。

実際に現在係争中の裁判ですけど、これは町からの答弁書ですから、監査請求が適法ではなかったと、期限を許可した監査請求であるから不適法であるというようなことが主張でされると、町の代理人のこれは答弁書なんでしょうけれど、町の代理人が町のやったことを否定するというようなことは、これは監査委員に対しても大変失礼な話だと思いますし、なぜこういうことになるのか。

監査請求が不適法であるんなら、そもそも監査請求を受けるべきではなかったと、そこへ当然、弁護士に相談されているんでしょうから、弁護士の判断も入っているはずですよ。じゃあなぜ監査請求の段階でそれを受理して監査をしたのか、そこはちょっとこれでは、合理性が保たれません。そこはどういうふうに説明されるんですか。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後1時55分休憩

.....

午後1時56分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

今、田中議員から御質問をいただいた件につきましては、田中議員御存じのとおり、ただいま係争中でございます。そういった係争中の案件につきまして私どもがこの場でお答えすることは控えさせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、係争中といっても、これは町が自ら言っていること、弁護士が言っているんでしょうけれど、町が当然認めて言っていることなんで、別にこれを説明して、さっき私が聞いたこと、なぜ監査をしたんですかということは別に訴訟にはかかわりのないことだと思いますが、また聞いても同じ答弁を繰り返すのでしょうから言いませんが。

じゃあもう1つ、これは先般、行政報告でありました情報公開訴訟についてですが、これは農業委員会に対しての訴訟で、これも当然、顧問弁護士に相談して、顧問弁護士が代理人として就いて今から訴訟ということになるんだろうと思います。

この情報公開訴訟も、訴訟に関することですからお答えできませんと言うのかもしれませんが、その前提となっているのは、前にこの議会でも一般質問しましたけれど、要するに公文書が2つあって、それが情報公開請求して2種類の公文書が出てきたということについての訴訟で

あるんですが。

これ、中身じゃなくて、農業委員会に対する訴訟ですけど、当然顧問弁護士に委任しているということは、町もこの農業委員会の主張を追認というんですか、認めているということでしょうかどうか御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後 1 時 59 分休憩

.....

午後 2 時 00 分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員が求めるような回答はできませんが、現在係争中でございますので、この場で答弁は控えさせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8 番 田中 豊文君） このことについては、係争はしていませんけれど、町も農業委員会の主張を認めているんですか、まあ、認めていなかったら顧問弁護士に委任できませんよね。

要するに認めていると、町も認めているということは、私が言っているのは、結局、公文書、周防大島町農業委員会だけではなくて、周防大島町全体として、公文書というのは2種類も3種類も4種類もあるかもしれない。さっきの顧問契約書、これ情報公開請求でいただきましたけれど、これも、本当は別の、月額6万6,000円になっていますけれど、本当は別の契約書があるかもしれないということですよね。

それを請求しないと、本当の契約書を下さいというふうにしつこく請求しないと、本当のものは開示されないという理屈になると、そういうことはないと思いますけれど、そういう理屈になりますので、私はこういう公文書が2種類あるというようなことがあってはならない、あるべきじゃない、あるはずがないというふうに思っております。

私は、町が、農業委員会じゃなくて、町がそこは是正すべきだと思いますけれど、今からでも遅くないですから、是正されれば、訴訟はいつでも取り下げますので、そのことだけは申し上げておきます。——時間ですよね、そろそろ。

さっきの下水処理場の件もそうですけれど、要するに、自治体の信頼にかかわることなんです。やはりそこはむげにできないというか、無視できないところで、きちっと町民の方との約束は守らなきゃいけない。公文書というのは1つしかない、あたり前のことをやるというようなことを、私は、細かいことですけど、そこをきちっと重視してやるべきじゃないのかなと思います。

決して、私は今の藤本町政、藤本町長がそういう認識がないとは到底思っておりません。そういう強い認識を持っておられると思いますが、現実問題として、要するにこの訴訟が起きるとい

うのは、その前段の町民の方とのコミュニケーションが決定的に不足しているということが原因にあるんです。

情報公開訴訟もそうですけれど、要するに、その訴訟の前段の不服申立てで、本審査請求は不適法であると、結論しか書いてないわけです。それじゃあやっぱり住民は納得しない。

公文書を何で、請求したら2つ出てくるのかと、そういったことは、やっぱり町として何か理由があるんなら、それを理解してもらう努力というのが私は必要だと思います。そこが決定的に不足している、だからこうやって10年で10件の訴訟が起きるようなことになる。

町側は、その顧問弁護士に公費を使って全部委任すれば済むんですけど、町民側は全部自腹を切って、山口まで行って、何年も通って、訴訟にあたらないといけない。弁護士を雇えば膨大な費用と時間を要するということになりますので、やはりそういう住民の方を苦しめるようなことはできるだけ避ける、私たちは自治体としてできるだけ避ける努力をするべきだと、訴えたきや訴えろというような姿勢じゃ、訴訟は続発しますよ。

そうじゃなくて、何を言っているのか、何を改善すべきなのか、何を求めているのか、その辺をしっかりと住民の方とコミュニケーションを取って解決をしていくという、そういう努力を私は町長に——再選の表明もされましたので、しっかり考えて、実際にそういう自治体になれるように努力をしていただきたいと思います。

何度も言いますが、やっぱり訴訟というのは、行政訴訟は特に、要するに町が勝ったとしても、勝訴したとしても、負けるのは町民、町民を泣かすようなことになるわけです。そうだったら始めからしっかり対話をもって理解してもらう努力というのは、私は自治体の責任としてやっていかなきゃいけないと考えて今日の質問をしました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後2時07分休憩

.....

午後2時19分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 議席番号3番、白鳥法子です。よろしくお願いします。

今回は、2つの項目で通告をさせていただいております。1つ目が移住・二地域居住と地域の関係づくり、2点目が、プールの改修に伴う利用促進策は、というテーマで提出させていただい

ております。

まず、1つ目の移住・二地域居住と地域の関係づくりについて、その質問をするに至った背景と質問内容について述べさせていただきます。

本町は、長年の取組により、着々と移住し定住する方が増えていると感じております。また、本町の環境が気に入ったり、人や仕事の御縁があつて、二地域居住の一拠点として居を構える方も増えてきていると感じております。

様々な経験をしてこられた方々が、本町の暮らしに魅力を感じてくださり、入ってきてくださっております。そういう方々と普段お話をすると、とても刺激を受けますし、私たちのように暮らしていると慣れてしまつて見えなくなりがちな地域の魅力や課題を再確認させていただくことも少なくありません。

そして、行く行くは本町での生活の基盤をつくり、完全に移住・定住したいと考えておられる方もいると伺います。

人口の少ない集落では、こういった方々も集落活動や集落の環境維持にかかわってくださり、助けられているというところもあると伺っております。

一方、都会から田舎に移住する、特に新たなコミュニティの中にかかわる、暮らすという場合、共有地の草刈りなど地域活動に不慣れだったり、自治会組織の意義について理解が不十分だったりして、なじめず摩擦が起きることもあると聞きます。そうすると、入ってこられた方も地域の方も無駄に疲弊することになりかねません。

一方、国では二地域居住を促進する制度創設を盛り込んだ改正広域的地域活性化基盤整備法が令和6年5月に成立しました。

これは、人口減少がどんどん進んでいる地域では、住んでいる方の生活環境を維持していくことが難しくなる恐れが高まるということが心配されており、そういう地域の活性化を図るためには、移住・定住だけではなく、人の流れをつくり拡大することが課題だという考え方のもとで、都市と地方などに生活拠点を持つ二地域居住を推進するために、市町村が特定居住推進計画というものを策定したり、それを策定するための協議会をつくれたり、市町村が二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人や民間企業を特定居住支援法人として指定し、空家情報や仕事情報、イベント情報などを提供する活動をしやすくしたりという内容になっております。

そこで、現在、まちとして移住・定住の促進だけではなく、二地域居住の推進をする方針があるのかどうか伺います。

また、地域と移住者、二拠点居住者等が理解し合い共に暮らしていくために、町として感じている課題、ミスマッチを防ぐために取り組んでいることがあれば、現状での認識を教えてください。

次に、2つ目の質問ですが、プールの改修に伴う利用促進策は、というテーマについて質問をさせていただきます。

今年度、B&G海洋センターのプールを、プール槽の入替えと温水化するための工事が実施されます。6月7日の本会議で建物と機械設備の工事契約に関する議案審議がございましたが、予算ベースでは工事と管理業務をあわせて総額2億8,800万円の工事となります。

この改修工事にはB&G財団の海洋センター修繕助成、1億円の助成をいただけることとなっており、これは、これまでの本町の海洋センターの管理運営状況が高く評価された証でもあり、大変ありがたいことだと思っております。

また、この改修工事の目的が、老朽化した施設の機能保全や機能向上を目的とした修繕により、海洋センターの安全性と快適性を高め、地域住民の健康、コミュニティづくりの拠点として利用者の拡大を図るというB&G財団の助成の目的に合致しているからだと考えます。

今回の改修により、施設の利用期間が伸び、活用頻度も上がるということですが、温水プールの運営には、これまで不要だった加温のための燃料、ボイラーの維持管理が新たに必要になります。

そこで、このプールの施設をどのように町政運営全体に生かしていこうとお考えなのか、また、どのように、より一層の活用を今後行っていくのか、執行部のお考えを伺います。

あわせて、これまでの加温機能がない状態でのプールの需要実績、例えば、利用期間や日数、利用者数、利用者層、利用料や利用料収入、水道光熱費をはじめとした維持管理経費、また、今後、工事をして温水化した場合の利用計画や想定、維持管理経費の試算をされていらっしゃるでしょうか、お示しいただけたらと思います。

質問は以上です。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員の移住・二地域居住と地域の関係づくりについての御質問にお答えいたします。

ここ数年のコロナ禍の影響とデジタル技術の進展により、リモートワークやテレワーク、ワーケーションなど、人々のライフスタイルや働き方が大きく様変わりしている中、U I Jターンを含め、二地域居住促進の必要性について重要視されてきており、広域的地域活性化基盤整備法が改正され、本年5月に公布されたところでございます。

これは、2つの地域において居住をする二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図ろうというものであり、県のつくる整備計画に基づき市町村が促進計画を作成できるとされておりまして、民間団体を指定することで、官民が連携して二地域居住の環境整備を進めようとするものであります。

議員から御質問いただいております1点目の二地域居住の推進をする方針があるのか、についてでございますが、本町は余暇を過ごすには快適な環境を有しておりまして、将来的な定住への足がかりとしての可能性も含め、推進をしてみたいと考えております。

このたび改正された法律の制度利用につきましては、二地域居住における居住先での暮らし方にもいろいろな形があることから、地域での受入体制や、二地域居住者の生活スタイルの多様化についても検討していく必要があると考えております。

また、本法律におきましては、促進区域の設定や必要な施設整備など、多方面との連携等も考えられますので、県とも協議をしながら、この制度を本町の将来構想に照らして吟味していくことが必要であると考えているところでございます。

御質問の2点目として、地域と移住者・二地域居住者が理解し合い共に暮らしていくため、感じている課題、ミスマッチを防ぐために取り組んでいることは何か、につきましては、移住される方と地域の方との移住に対するイメージの乖離をできるだけ小さくしていくことが必要でないかと考えております。

転入される方は、仕事の都合や悠々自適な島暮らしをイメージされる方など様々であります。地域の方は地域の一員として期待をする中、転入された方は今までの生活では求められなかったことを受け入れることに抵抗があり、歯車がかみ合わないということが起きているのではないかと推察をいたしております。

本町でかねてから取り組んでおります移住相談におきましては、地域に溶け込む移住を念頭に、暮らしていくうえでいいことのプラス面ばかりではなく、その方にとっては負担になるかもしれないマイナス面なども十分に説明し、移住していただくよう努めているところでございます。

また、お試し暮らし住宅の活用や、先輩移住者におつなぎし相談に乗っていただくなどし、本町での暮らしが具体的にイメージできるよう案内をしているところでございます。

人口減少の進む本町にとって、新たに転入される方は貴重な人材であり、地域の活力になる方であると考えております。既に、新たに地域の一員となった方に支えていただいている地域も、議員御指摘のとおりでございますが、多くございます。

移住という言葉が一般的になっておりますが、実際に住み始めれば一住民であります。長い目で全住民、全地域あげて、持続可能な地域づくりを目指して、互いに理解し合い、互いに受け入れられる風土を根づかせていくことが大切なことであります。

今後も引き続き、地域に溶け込む移住となるよう相談者の方に寄り添い、しっかり親切にアドバイスし、伴走支援を行いながら、全庁あげて定住につながる政策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 白鳥議員のプールの改修に伴う利用促進策についての御質問にお答えいたします。

周防大島町B＆G海洋センタープールは、昭和57年の開館以来40年以上を経過しているため、老朽化が見られるようになりました。中でもプール槽からの漏水や配管等の不具合が生じており、大規模な改修が必要となりました。

御質問にあります町政運営にどう生かしていくのかにつきましては、子ども達の健全育成と一般利用者の健康づくりの促進に向けて施設活用を進めていきたいと考えております。具体的なプランといたしましては、温水化等、機能が向上したことを生かすことを考えております。

現在、三蒲小学校が水泳学習で利用していますが、開館期間を延長することにより、学校のカリキュラムの設計にも幅が広がり、複数の学校が調整をして水泳学習を合同で行うなど、指導の充実を図れるよう運営体制の構築を図ります。また、教育委員会が主催する水泳教室等に、健康づくりに関する内容を加えるなど、地域住民も参加できるよう取組の改善を図ってまいります。

これに加えて、現在、柳井市のプールにておいて活動しているスポーツ少年団や競技志向の方々に、地元にある本施設を利用させていただくことで、これまで以上に交流の機会を増やしていきたいと考えております。

できるだけ早い時期に、広報やホームページ等を活用してプールに関する必要な情報をお伝えしたいと思っております。

また、2点目の御質問であります、これまでのプールの利用実績についてですが、例年6月下旬から9月上旬までを開館期間としており、夏休み期間は家族連れの方が多く利用され、また、夜間は競技志向の方にも御利用いただいております。直近の令和5年度は51日開館し、利用者は2,537人、使用料収入は12万3,490円でございます。

維持管理経費については、令和5年度実績が159万7,931円で、そのうちの半分の額が人件費、そして水道料・電気料が続き、この3経費で維持管理経費全体の8割を占めます。なお残り2割は消防設備や浄化槽の保守点検料、水質検査の手数料などでございます。

工事完成後は、5月から10月までの半年間開館することを計画しておりますが、開館期間の延長により人件費・水道料・電気料が増加するとともに、温水化により燃料費が新たに発生します。類似施設を参考に試算をしたところ、約550万円の支出増を見込んでおります。精査中のものもございますので、この数値については今後変動する可能性があります。

工事完了後の利用者数につきましては、現在の2倍の5,000人を見込んでおりますが、これは開設期間の延長や、これまでは比較的少なかった高齢者等の新規利用者層の獲得を勘案したものです。

子ども達から高齢者の方まで住民の皆様の健康づくりに寄与できる施設となるよう、利用促進

に向け努めてまいります。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

まず、移住・二地域居住と地域の関係づくりに関して町長から御答弁いただきましたが、その回答に対して再質問をさせていただきたいと思っております。

今後は、二地域居住の推進についても、将来的な定住への足がかりの可能性も含めて、町としても推進していきたいという御答弁でございました。

現在、空家定住対策課のほうでは、空家バンクなどの管理をされており、移住をしたいと考えておられる方については、事前に窓口で御相談があったり、接触する機会があるのではないかと思っております。

空家バンクの実施要綱を改めて拝見いたしますと、空家バンクに登録してある物件を利用したときは、空家バンク利用登録申請をし、町は空家等に定住して地域の活性化に寄与する意欲があることを確認の上、適当であると認めたときは、空家バンク利用者台帳に登録しなければならないというふうにございます。

この中に出てくる定住してというのは、本町に住民票を移してという意味かと思いますが、二地域居住の拠点として住民票を移さずに住もうという場合は、空家バンクは活用できないという認識でよいかどうか、まずお伺いします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

白鳥議員が言われるように、現在の要綱でいきますと、定住を目的とした空家バンクとなっております。

しかしながら、二地域居住の推進については、この要綱についても変えていくような検討をしてもいいのかなと思っておりますけれど、いかにせよ、令和6年5月に法律が改正されて、施行が6か月以内となっております。

国においても、具体的な例を見ながら、どういったことが具体的にできるのかというのをしっかりと見極めたうえで、私どももいろんな手法、アンテナを巡らしながら、どういったことができるかというのを考えていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございました。

国の動きも見極めてということは重要なことかと思いますが、空家バンクの運用については、よその事例を見ますと、定住、住民票を移す人が対象ですよというところもあれば、特に二地域居住であったり、店舗としての活用を見込んだ運営をされているところもございますので、国の

動きというよりは、本町がどういうふうに進んでいくかということを考えるといいのかなというのを思いました。

また、空家バンクの先ほど申し上げました利用登録というような制度は、令和6年4月より必要となったと、移住・定住促進のサイトに掲載されておりました。この手続を踏むようになった理由というものが何かございましたら教えていただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の再質問にお答えいたします。

この要綱については、やはり、しっかりと町のほうでデータとして管理をしたうえで、速やかにその登録事項の確認が取れて、相手との調整ができればというように登録をしていきたいという意味で今回、改正をさせていただいております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 今の御回答を自分なりに解釈してみますと、突然の飛び込みで空家バンクの物件を見せてほしいというよりは、履歴書ではないですけど、こういう形で大島に興味を持たれたとか、そういうことを確認しながらということなのかなと受け止めました。

別の視点での再質問をさせていただきます。

1つは、二地域居住も今後は推進を検討したいというお話でございましたが、どのようにそういった流入者の可能性の情報をキャッチしていくのかという点について御質問をさせていただきます。

インターネット等での情報収集が現在、以前に比べて大変しやすくなっておりまして、さらに町外の不動産業者でも、本町内の物件を取り扱われているということをチラシなどでもよく拝見しております。

移住する方皆さんが、移住・定住の窓口にアクセスするわけではないということと、現在、二地域居住の方は窓口にアクセスする機会がありません、ほぼないということになると、中には地域の様子がよく分からずに、空家定住対策課も情報が分からないままに物件を購入し、活用し始めるということも起きてくるのではないかと思いますし、現在も既に起きているのではないかなというふうにも思っております。

そういうことがあってはならない、というわけではないとは思いますが、本町は島という特性上、津々浦々に小さな集落があり、また、海辺と山辺とではそれぞれに個性があります。また、人口規模や年齢構成も集落によって様々で、自治会の存在感や果たしている役割の大きさも様々だと自分は認識しております。

集落側も移住者を受け入れる心積もりがあるほうがいいですし、移住者側も集落の状況を知っていたほうが溶け込みやすいと思っております。

その課題を解くために2つポイントがあると私は考えておまして、1つは、移住者等の情報をしっかりキャッチすること、もう1つは、地域と移住者との橋渡しをするということです。

1つ目の移住者等の情報をキャッチするための手段として提案がございます。物件の動きをきっかけに移住者等とつながるということです。

現在、空家バンクの物件取扱事業者を町内の不動産事業者にしてあると思いますが、本町の不動産物件を取り扱っている町外の不動産事業者にも広げてはどうかと思います。そうすれば、町内の住居を探している方が窓口とつながる可能性が高まると思います。

また、空家バンク登録物件に限らず、町内の不動産の売買を仲介する際に、例えば一言、不動産業者に町の窓口を案内してもらえるように協力依頼をするなど、そういったつながる糸口をつくるということも1つの手だてではないかと思います。

現在、そのような協力体制があるかどうかと、町外の不動産業者に空家バンクに関与してもらう可能性があるかどうか、伺えたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

まず、不動産事業者の関係でございます。白鳥議員の御提案の、町外の不動産事業者にもそういった情報を流していけば、もっと広く伝わるのではないかという御提案だったと思います。

現在、本町では柳井支部の中の大島だけの不動産に情報を取引といいますか、そういったことを行っておりますが、町外の不動産事業者にもそういった提携ができるかというのも、広い意味で、今後もっと移住してきたいという方に情報提供できる1つの手法としては考えられます。

しかしながら、町内の不動産というところもありますので、その辺は今後の検討課題ということで、一応そういった話は機会があればしてみたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

また、2点目の地域と移住者との橋渡しをするという点で、こちらは詳しく今から質問事項をお伝えしたいと思うんですけれども、先ほど町長の御回答の中で、町の窓口で移住相談など、そういった機会に橋渡しをするような配慮をしながら、地域の情報をお伝えしていると、希望者には伴走しながら御案内しているという御回答をいただいたところでございます。

窓口としては、空家定住対策課が一番中心になると思うんですけれども、例えば民間との連携でありますとか、ほかの部署との連携というのも重要になってくるのではないかと考えております。

例えば、政策企画課の地域振興班でありますとか、町内4地区にある総合支所と連携して、ま

た、仕事として農業、漁業に興味があるという方には農林水産課と連携するなどして、住民の中で地域コーディネーターのような案内人を見つけて、行政では知らない地域の情報でありますとか、または行政の口からはなかなか説明しづらい実態の部分などを、島の実際の生活について伝えてもらうというような、地域コーディネーターのような役割を担ってくれる住民の方々と連携してやっていくということも必要なのではないかと考えております。

そういった庁内の別の組織でありますとか、住民と連携するということについてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、定住対策については、これは空家定住対策課がやるという意味ではなくて、やはり、先ほど町長が答弁申し上げたとおり、全庁的に取り組む事項であろうと思います。全ての業務が定住につながるという考えのもと、やはり政策を進めていく必要があると以前から私も思っております。

それともう1点は、地域のコーディネーターのお話でございます。

昨日、二地域居住をやっている方と1時間ぐらい話す機会があつて、かなり刺激を受けて、いろんな勉強になったなと思っております。

やはり、そういった方との連携を基に、本当に体験された方の実施体験というのが1番、移住というか、そういった二地域居住施策に合致するんじゃないかと思います。具体的に本当にこちらに来てやられている方のお話というのは、すごい現実味が湧いてくる。そういったことを考えると、白鳥議員が言われたような取組も、やはり真剣に、町としても考えていく必要があろうかと思っております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。

実際に、二地域居住を先進的に取り組んでおられる方にお話を聞いていただいたり、本町に合う施策について既に検討を進められているということで、大変心強く思いました。

最後に、空家定住対策課は、定住対策と空家対策という、本町にとって大きな課題を取り扱う部署だと認識しております。

空家対策となると、ある意味、今まで家族などが大切にしてきた物件を、悩んだ末にほかの誰かに使ってもらおう、手放そうとしている方が対象になりますし、定住となりますと、大島での暮らしを検討し、不安と期待を抱えてドキドキしているような方が対象になろうかと思います。そういった方々と町とのファーストコンタクトが空家定住対策課であるということも多いのではないかと思います。

個人の財産を次のまちづくりにつなげる可能性を見出す、本町の関係人口や定住人口を増やすためのプロモーションを担うという、行政のほかの窓口、業務とは、また別の配慮やスキルが求められているのではないかと思います。

空家定住対策課として、例えばそういった業務にあたって特に心がけておられることなどがあれば、最後にお聞かせいただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 木嶋空家定住対策課長。

○空家定住対策課長（木嶋 勇人君） 白鳥議員の御質問にお答えします。

空家定住対策課は2年前に創設されまして、空家と定住とを関連させて、よりよい町をつくってこうというコンセプトで始まったものと思っております。

この令和6年4月にこちらの課に参りましたが、非常に思いますのは、私もUターンしてきた者の一人なんですが、今まで実際に帰ってきた方、移住された方、そういった方の体験談は、新たに入ってこられる方の非常に力になっていると思います。

それと同時に、今、空家問題については、長年空家状態になったものでありますとか、相続をされたものでありますとか、いろんなものがございます。年数も様々でございますけれども、これは、町の財産ではないんですが、こういったのをうまく具合に活用して、移住者の方、それから家を持たれている方をおつなぎするというのが私たちの任務だと思っております。

そういったところで、移住をされてきた方の御意見とか、その他、地域の方々のお力添えをいただきながら、こういった空家というものを生かして行って、移住が進んで定住へつなげていければいいと思っております。簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

すごく世の中の動きが変わっていくのが早いので、今後とも、そういった情報をキャッチしながら、周防大島町の現状と照らし合わせて、私たちも一緒に施策の推進に提案したりしながら、やっていきたいなと思いました。ありがとうございます。

続きまして、周防大島町B&G海洋センタープールの温水化について再質問をさせていただけたらと思います。

教育長から、今後は、児童・生徒の水泳の授業について、プールの開館期間も長くなることから、カリキュラムから見直して、合同での教育なども可能性が広がるのではないかと伺いました。

また、一般の方々の利用も今後進めていくことで、町民の健康維持にも寄与したいということで、私も大変期待しているところでございます。

再質問なんですけれども、さらに、どのように広げていくかという視点での質問になるんです

けれども、学校教育の中で、現在、全国的に学校に設置されているプールの維持が課題になっていると伺います。

本町の小学校、中学校にあるプールも、かなり老朽化が進んでいるところもあると伺っております。実際に今年度、東和小学校のプールは、改修が予算規模で約8,680万円ということで予算計上されていたかと思います。

また、近年の酷暑や豪雨というような天候不順で、屋根のないプールでは、なかなか計画どおりに授業が実施できないという状況もあるのではないかと推察しております。

また、自分も経験がございますが、プールを使用する前の掃除でありますとか、水をためたり、水質の管理ということも、先生方や地域の方々を含めて、かなりの労力になっているのではなかろうかと思います。ぜひ、学校のプールの授業の効率化も含めた形で活用を検討していただけたらと思います。

また、先ほど、大人や高齢者の健康維持管理ということでも活用を広げていきたいということで、広報にも早めに出していただけるということで、期待をしているところですが、以前は、竜崎温泉のプールで、特に高齢者の方々などが健康づくりという視点で定期的に通って、指導者の方もおられる中で健康づくりに励んでおられたように記憶しております。

そうなってくると、指導をする方というのも確保していく必要があるのではないかと考えております。

そういった指導をしてくれる方でありますとか、先ほど、よそのスイミングスクールでありますとか、そういったところで活動されている町民の方も、町内のこの施設でということをおっしゃっておられましたが、そういった指導をする立場の方々をどのように確保・育成していくかという計画があれば教えてください。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 周防大島町B&G海洋センタープールの今後の活用について、教室等々を開くことによって指導者の確保をどのようにという御質問だったと思いますが、現在、小さい子供への教室等は実施しております。それにつきまして、例えば1週間——7日程度やっているものを、開館期間が広がるということで、前半と後半等、2回実施するということも考えられるでしょうし。

また、健康づくりに関して、皆さんが気軽に使えるような形ということで、今後どうしていくかというのは検討課題ではあるんですが、プールの槽に入れ込んで少し水深を浅くするようなものもございますので、そういったものをうまく活用して、どういったことができるかというのは、今後の課題として取り組んでいこうと考えております。

今の御意見については、可能な限り前向きな形で考えていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

私も島に帰ってからプールで泳ぐということに全くなじみがないものですから、海ではよく泳ぐんですけれども——どのように今まで利用していない方々を取り込んでいくかというのは、相当な企画がないと、働きかけがないと難しいのではないかと心配をしているところでございます。

今回、B&G財団からかなりの額の助成金をいただけるということではございますが、本町の負担も決して少なくはないという面と、先ほどのお話ですと、ざっくりとって、毎年の維持管理費が550万円ほど上乗せになってくるということでありますので、ぜひ、施設ができてよかったというだけではなくて、それをしっかり生かして、いろいろな波及効果を生んで、本当に温水化にしてよかったと町民の方々が思えるような運営をしっかりと考えていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小田 貞利君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 議席番号1番、公明党の山中正樹でございます。通告順に従い一般質問をさせていただきます。

周防大島町は、少子化、そして高齢化に伴う人口減少が大きな課題です。公明党は、子育て応援トータルプランを発表し、その中で掲げたものがだんだんと実現をしております。令和6年10月1日より児童手当を拡充、所得制限を撤廃、支給対象を高校生まで延長、そして第3子以降は月3万円に増額すると、全ての子供たち、子育て世代向けの支援が進んでまいります。

今回の一般質問は、高齢者や障がい者の情報環境整備についてであります。耳の不自由な来庁者に対して、社会での実装を広げて、高齢者や障がい者が社会に適応しやすく、そういう状況を推進していくことが重要と考えますが、本町ではどのように取り組んでおられるのか、以上の2点についてお考えをお聞きしたいと思います。

まず1点目は、窓口での軟骨伝導イヤホンの導入についてであります。

伝導イヤホンは、耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえるので、装着して音が柔らかく聞こえる。耳の穴を塞がないので、周囲の音が自然に入るようです。軟骨伝導イヤホンの導入は、窓口で来庁者に対し、難聴で困らない環境整備をすることができるのではないかと考えますが、これについて御意見をお伺いいたします。

2点目は、電話リレーサービスについてであります。

皆さんは、電話リレーサービスを御存じでしょうか。国内には、聴覚障がい者が約36万人、難聴者は1,000万人以上いると言われております。聴覚障がい者の多くは、正確に聞き取ることや話すことが難しく、ほとんど音声通話を利用することができません。そのため、緊急時や生活のあらゆる場面で不便を強いられております。

そこで、公明党は、全ての国民が障害の有無にかかわらず、共生できる社会の実現に向けて、2001年から公共インフラとして、全国の市町村に推進をしまいいりました電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある方、つまり聴覚障がい者や難聴者とそれ以外の方を、通訳オペレーターが手話や文字と音声で通訳することにより、電話で即時双方につながるができるサービスであります。このサービスを導入することがよいと考えておりますけれども、本町のお考えをお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員の高齢者や障がい者の情報環境整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の窓口での軟骨伝導イヤホンの導入についてお答えをいたします。

この軟骨伝導イヤホンとは、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みの機器で、聴力に不安を感じている方の窓口での対話をサポートするものと認識しております。

現在、耳の不自由な方などが御来庁された場合、御来庁者、職員の双方が大きな声での対話となり、個人情報やプライバシー保護の観点から問題があると考えられること、また、他の来庁者の会話の妨げになることもあります。このようなことから、現在、山口県内で、この軟骨伝導イヤホンを導入し、窓口での対話のサポートを行っている自治体もありますので、先行導入自治体からの利用状況等を参考としながら、導入について検討してまいりたいと考えております。

2点目の電話リレーサービス、こちらは、令和2年に制定されました聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律により公共インフラとして制度化されましたが、聴覚障害をお持ちの方等で、御自身のスマートフォン、タブレット、パソコン等に専用アプリケーションをインストールし、アプリ内で手話通訳オペレーターを介して、聴覚障がい者等以外の方と聴覚や発話に困難のある方が電話でやり取りすることを可能にした、大変有効なコミュニケーションツールであります。しかしながら、全国的にも利用者の方のサービスに対する認知が広く行き届いていないのが現状であります。

本町においての周知は、現在、福祉課内に電話リレーサービスに関するポスターの掲示やリーフレットの設置をしておりますが、今後、さらに利用者である障害のある方に加え、電話の受け手である病院、職場及び施設等に対して、町のホームページや広報等でのサービスの理解と周知

に努めたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（１番 山中 正樹君） ありがとうございます。先ほど御紹介いたしましたけれども、この軟骨伝導イヤホンは、耳の周囲に軽くあてただけで利用でき、イヤホンは集音機とセットになっておりますので自分で調整ができ、また、雑音を取り除く機能もあります。小さな声もしっかり聞くことができるようです。このため、大声で話す必要もなく、耳の不自由な方のプライバシー保護ができます。そして、費用も比較的安価であります。

この質問にあたり、町内の各支所の責任者にいろんな状況をお聞きしてまいりました。そして、どのように対応しておられるかも調査してまいりました。１つの支所では、窓口に声を増幅する音声拡声機とマイクとスピーカーが設置されていました。実際に窓口で会話する際、マスクをする人は少なくはなってきましたけれども、まだパーティションがあるために大きな声になってしまい、大事な話がしづらいということと、声が漏れてしまいます。

今まで、その件に関して、どなたでも結構ですけれども、窓口の担当者が、これについて御苦労はなかったのか、例をお答えください。

○議長（小田 貞利君） 松村統括総合支所長。

○統括総合支所長（松村 浩君） 今の窓口においての苦労ということですが、直接苦労したということは、私の耳には入っておりません。ただ、耳の不自由な方と大きな声での会話になりますので、隣の方、そちらに関しては、ちょっと問題が生じたこともあるとは聞いております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（１番 山中 正樹君） ありがとうございます。

私も、ほかの支所において、２か所の支所長がこのように言っておりました。本当に困ったことないですかと言うと、ありません。じゃあ、どうするんですか、筆談ですと。筆談で一応、今まで耳の不自由な方に対しては、全てがうまくクリアできた。

こういう軟骨伝導イヤホンを知っておれば、そのようなことの難しさはなくなってくるんじゃないか。全く耳の聞こえない方に、これを装着していただいても残念ながら聞こえません。聴覚に困難があるという段階の中で、それを装着していただけるといいかなと、このように思っておりますけれども、その点に関して、聴覚障がいの方が、どれぐらいこの周防大島町にいらっしゃるかということを、もし分かれば、おおよそで結構ですのでお答えください。

○議長（小田 貞利君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 町内の聴覚障がい者の身体障害者手帳をお持ちの数なんですけれども、程度にも差がありますが、７５名ほど所持されております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（１番 山中 正樹君） ありがとうございます。人数は、確かに少ないようでありますけれども、その方たちが行政のことや自分の分からないことを質問しに来庁されて、その問題についてスムーズに解決していくということは非常に大事なことであり、町民をいかに大事にするかということが、この中に含まれているのではないかと思います。

そこで、もう１つ、その方が来庁されたとき見た目では分からない。したがって、よく施設にあるのですが、どこかに耳のマークとかがあって、その方がタッチをすれば、自分は耳が不自由なんですよということが分かる、そういったものは準備されているのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 例えば、耳の不自由な方とかお話のできない方がいらっしゃったとき、耳マークという表示があります。残念ながら本町には設置がございません。偶然、この間周防大島幹部交番に行ったときに、その耳マークの表示がありました。

今後、耳マークの表示を、本町においても進めていって、耳の不自由な方がいらっしゃったときに、筆談等で行政は対応ができますというのを、しっかりと周知をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（１番 山中 正樹君） ありがとうございます。私は、新聞記事でこのような記事も見ております。例えば、東京の狛江市では、令和６年６月から市役所の市民課と福祉総合相談窓口には軟骨伝導イヤホンを導入して、聞こえづらい方の会話をサポートしている。もう少し詳しく説明しますと、耳の入口付近に軽く当てるだけで、集音機が増幅した音を軟骨伝導式のイヤホンを通じて聞く仕組みで、耳の不自由な高齢者の方でも会話の音を当然、聞きやすくなるということです。

実際、窓口を利用した方の話が出ておりますけれども、雑音がなく、若いころの耳が戻った感じがしたと。さらに、自分が話すときにも、私もちょっと大声ですけれども、大きな声を出さなくてもよくなったと大変好評なようであります。先ほど町長からありましたように、プライバシー、個人情報に周りに伝わってしまうという問題も解決しているようであります。軟骨伝導イヤホンというのは、１台約２万円ぐらいで比較的安価で取り扱いしやすいので、その狛江市役所は導入を決めたそうです。

そこで私も実際どんなものかということで、現在、導入している下松市役所に視察に行ってみました。担当者からお話を聞き、自ら装着、そして試着をして、耳の不自由な方がどのよう

に利用できるのかということを考えたときに、これはいいなということを実際感じております。

この周防大島町が軟骨伝導イヤホンを導入しますと、山口県では、一番最初の長門市、先ほど申し上げました下松市に次いで、本町が3番目となります。どうか本町におきましても、この耳の不自由な方とのコミュニケーションのさらなる配慮として、高齢者等の相談窓口に軟骨伝導イヤホンを導入していただきたいと思いますが、最後にそのお考えをお聞きます。

○議長（小田 貞利君） 松村統括総合支所長。

○統括総合支所長（松村 浩君） 先ほど町長の答弁にもありましたが、先行導入されている自治体から、利用状況または機器本体、こういったものを確認したうえで、また、それを使われた方の評判等を参考にしながら、町民に対して、それが必要なアイテムであれば、導入に向けて前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 御答弁ありがとうございます。いいものはいいと、そして、耳の不自由な方たちに、この周防大島町の中のサービスが行き届くように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、1つあれば、この庁舎内で必要があれば持ち回りができるわけですから、その辺も考慮していただけたらと思います。

次に、電話リレーサービスについて再質問をさせていただきます。先進主要国G7のうち日本以外の6か国では、これを公共インフラ化して進んでおります。警察、消防署などへの緊急通報に利用している国も多いようであります。

公明党が推進して聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律において、令和2年にやっと法律化ができました。スタートするまでには様々な険しい道のりがあったそうでございます。

そこで、日本財団電話リレーサービスの石井さんは、東日本大震災では、聴覚障害者——障害者だけには限らず、障害者の死亡や被災の比率が全体の2倍以上あったそうです。すぐに逃げてくださいと防災無線の放送があったとしても聞こえないので逃げ遅れたという事実があります。避難所に行っても耳の不自由な方が周りの方とのコミュニケーションが取れないと、そんなことをおっしゃっていたそうです。

手話のできる方が、その方と対話をしましたら、手話で一気に一人で怖かったことを交えてお話をされたと聞いております。コミュニケーションが必要であると実感し、この電話リレーサービスの支援を始める最初の発端となった話だそうでございます。

聴覚や発話に困難のある方、またそれ以外の方を、通訳オペレーターが手話や文字と音声を通

訳することによって、電話で即時、双方につながるができるというのがサービスであります。

そこで、この周防大島町の中で手話のできる方、またそれに準ずる方が大体何名ぐらいいらっしゃるか、もし分かれば教えてください。

○議長（小田 貞利君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 山中議員の手話通訳が可能な方が町内にどれぐらいいらっしゃるかという質問ですけど、毎年柳井圏域で、手話奉仕員養成講座を実施しておりますが、これまで20名の方が修了証をいただいています。

しかしながら、手話奉仕員養成講座は、日常的な、日常生活に関する簡単な事項についてのコミュニケーションを図るレベルですので、業務で本格的に要件を伝えるというのは、その奉仕員の方では難しいと思います。

一方で、専門的に手話通訳を行えるのは、手話通訳士と手話通訳者、その2つの資格を持っている方が、しっかりとしたコミュニケーションができる方ですが、町内には1名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。なかなかそういう形で通訳、手話ができる方というのは少ないようであります。

電話リレーサービスの中で、そういうことが法令化されて、そういう業者がしっかりとあるということで、全日本ろうあ連盟の方からどのように思われているかといいますと、非常に好感を持たれています。今までできなかったことができるようになったということで、喜びの、またお礼の声が上がっているということであります。これは、情報のバリアフリー、そういった社会の実現に向けた大きな取り組みだとも言えます。

さらに、この電話リレーサービスを利用しているのは、年間約52万件であります。これは、聴覚に困難のある方、発話に困難のある方が使うだけではなくて、その方々との対応をするための逆の形も考えられます。

そこで、サービスを利用するためには、町長もおっしゃっていましたが、スマートフォンやタブレットの端末にダウンロードした専用アプリで所定の手続きを行って登録を完了する。または、サービス提供機関の一般財団法人日本財団電話リレーサービスに郵送することによって、電話リレーサービス専用の電話番号と初回パスワードが郵送にて通知されるようであります。ただ、登録料は無料でありますけれども、別途、通話料が発生するというであります。

そこで、さらに電話リレーサービスについて再質問をさせていただきますけれども、まず、町民、そして役場、病院等公共施設、また企業、そして利用すると思える店へ、情報を共有するこ

と、これが大事なことなんですけれども、そのために、どのような形で周知していただけるのでしょうか、お答えください。

○議長（小田 貞利君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 周知の方法につきましては、先ほど町長から、認知度がまだまだ全国的にも低いということで、これから本町においても、このサービスについて周知のほうを広げていきたいと思います。

やはり障害のある方が、オペレーターを介して相手先である役場であったり、金融機関であったり、病院であったり、受け手側がそのサービスを知らない、会話の時間が長くなって、先ほど言われましたように通話料が障害者の方の負担になりますので、迅速に対応できて短い時間で要件が終えるように、しっかりとその仕組みを周知していきたいと思います。

先般、健康福祉部に対しては、私のほうで研修会を既に行いました。そして、民生委員の定例会が、昨日、大島地区でありまして、本日、橘地区であります。民生委員の方にも広く周知を行っていききたいと思います。

さらには職員、そして病院、そして関係のありそうな、受け手側が想定されるようなところに対しては周知を広めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。聴覚に困難のある方がオペレーターを介して聴覚障がい等以外の方に電話をする。このサービスについて、やはり肝心なのは、今答弁いただいたように、周防大島町内の関係のある電話の受け手側の皆さんがそのことを分かっておることが大事だ。

もう1点、今話がありました最低でも75名聴覚障がいの身体障害者手帳を持っておられる方がいらっしゃるということでもありますけれども、その方には個人的に、そういった資料、パンフレットを持って行って、このことをしっかりと説明していただくことが大事です。これによって、何ができるかといえば、例えば、自分の知り合いに誕生日を迎える方がいる。その方の誕生日のケーキの注文、予約を自分ができる、今までできなかったものができるようになる。それから病院もそうです。病院に行くときに、聴覚や発話が困難な方も、予約が自分でできるということです。

特に、緊急の電話というのは、プロのオペレーターを介しますので、こちらで手話をしているのを見ながら、もうしゃべっているという、もう間断なく情報を相手方に伝えるということが、大きな大きな、この電話リレーサービスのいいところではないかと思います。

そこで、現在、鳥取県が取り入れております。鳥取県というのは、知事がこの財団法人の方と

何か面識があったようです。そうすると、それはいいということで、すぐに県下でそれを取り入れたというふうに聞いております。さらに、通話料は全額、県が負担しております。

愛媛県今治市では、月額料金及び通話料の合計額を1か月あたり500円まで負担をしております。わずかながら料金が発生しますけれども。今回は要望として、最後にぜひこの周防大島町も、電話リレーサービスを皆さんに周知していただくとともに、聴覚や発話が困難な方をぜひ把握していただきながら、全額とは言いませんが、この電話料金の負担をこれから行っていただけたらいいかなと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後3時30分休憩

.....

午後3時40分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、13番、久保雅己議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 13番、久保雅己です。通告のとおり、防災対策についてお伺いします。

地球温暖化によると思われる世界各地で自然災害が発生しておりますが、我が国も地震や豪雨被害等々で多くの自然災害に見舞われ、困惑している人が大勢おられます。幸い、周防大島町では、平成16年以降大きな災害に見舞われておりませんが、先の大島大橋貨物船衝突事故で離島であるということを思い知らされたと思います。

私が心配しているのは、大島大橋貨物船衝突事故の教訓が生かされておるかということです。私自身一番懸念しているのは、南海トラフ巨大地震です。南海トラフ巨大地震を想定した対策がされているのかどうか、政府や県の対応も、以前よりも大きく変わっております。南海トラフ巨大地震が発生したら、以前から予測されている周防大島町の震度は6弱、津波は3.8メートルです。この津波が発生した場合に、居住地の約7割が浸水する。約9,000人の人が路頭に迷うわけですが、それにまた、住宅が崩壊した人々をあわせると予測もできない人数が路頭に迷うことになるんじゃないかと思います。

令和6年第1回定例会でも伺っております。今回は、次の3項目、避難場所の見直しについて、自主防災組織の啓発と進捗状況について、ライフラインの見直しについて、どういうふうな進展がなされているか御返答いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。

1 点目の避難場所の見直しについてでございます。

現在、周防大島町では、災害の種別ごとで適否がございますが、指定緊急避難場所 33 か所、うち公の場所が 30 か所で自治会等の協力を得ている場所が 3 か所となっております。そして、指定避難所、こちらについては 141 か所、うち公の施設が 71 か所、自治会や寺社、企業の協力を得ている施設が 70 か所を指定しております。

施設の廃止、消滅による見直しは、随時行っており、新たな県河川の洪水浸水想定、高潮浸水想定が発表されたことによる見直しも行ったところであります。地域防災計画の改訂にあわせ、各避難所の状況等を調査し、実際に使用可能な避難所を見極め、見直しを行ってまいります。

2 点目の、自主防災組織の進捗状況についてお答えいたします。

本町の自主防災組織は、令和 6 年 6 月末現在で 74 の地区に組織されており、世帯数に対する組織率は 49.2% となっております。令和 6 年第 1 回定例会では、75 組織と答弁しておりましたが、本年度に入り、組織の統合があったことにより 1 組織の減となりました。

これらの地区では、災害発生時また平常時における役割分担や連絡網、避難場所等が整備されており、地域で災害全般に対する防災意識を高め、災害による被害を未然に防ぐための活動をされています。

また、継続的に自主防災組織リーダー研修会を開催するとともに、町防災訓練や防災講演会等を通し、災害全般に対する防災意識の向上を図り、自主防災組織の活動の活性化、新たな組織の結成につなげてまいります。

また、積極的に担当職員が地域に出向き、組織づくりや防災について説明を行い、立ち上げに向けての支援を行うとともに、広報紙等を活用した啓発活動も継続して行っております。

3 点目のライフラインの見直しについてでございます。

本町では、令和 6 年 1 月に、周防大島町国土強靱化地域計画を策定し、施策分野ごとに強靱化の推進方針を定めました。御質問のライフラインにつきましては、施策分野を住宅・環境として、施設の長寿命化・耐震化を推進することなどを定めています。特に水道は、最も重要なライフラインの 1 つであると認識しており、水道管や配水池などの既存の水道施設の耐震化を進めていくことが重要であると考えております。

今後、水道事業は、柳井地域の広域圏で経営統合の予定ですが、統合後においては、耐震化、施設の更新をさらに進められるよう取り組んでまいります。

また、被災時における水の確保も重要事項として応急給水を速やかに行えるよう、他の自治体

や関係団体等との連携を強化し、危機管理体制の充実にも努めてまいります。

重要なライフラインであります下水道施設につきましては、現在、整備中であります久賀・大島処理区及び東和片添処理区の三ヶ浦地区をはじめ、管路の埋設工事には下水道用リブ付硬質塩化ビニル管を採用しており、従来の硬質塩化ビニル管に比べ、剛性が約2倍のものとなり、砕石基礎での施工のため、地盤の液状化対策にも有効とされております。

また、周防大島町国土強靱化地域計画の推進方針にもありますように、下水道の各施設の改築・更新を促進するストックマネジメント事業に取り組んでおり、事業の中で処理施設の建物につきましては、現在の耐震基準を満たすためにコンクリートの打ち増し等による補強工事を実施しており、今後も耐震化を推進していく予定としております。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） まず、避難場所の見直しについて、令和6年第1回定例会以来どういうふうな検討をされてきておるのか、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の再質問にお答えいたします。

令和6年第1回定例会からの避難所の見直しということに関しましては、想定される災害の状況が変わっておりませんので、避難所の見直しについても変更はございません。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 避難場所というのは——今我が町では高齢化が非常に進んでおります。ある独居老人の方が、私ら車も乗れんし、一人でどこへ逃げたらいいんじゃないかというようなことの御相談を受けたことがあります。ある程度、いろんな災害が、豪雨、台風、当然、地震、津波等々があるわけですけれども、こういうときには、ここというようなことを明確に伝えておく必要があるんじゃないかと思います。

漠然と高いところに逃げろとか、いいかげんな返答をするのではなしに、その辺のことを慎重に検討していただいて、住民に徹底的に知らせていただきたい。それについては、どういうふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

避難所の選定については、災害の種別ごととして、例えば、A避難所であれば、津波についてはOKですよ、しかしながら、土砂災害については駄目ですよというような選別をしたうえで、一覧で、それぞれ各種災害に対応した表示をしております。

しかしながら、かなり避難所の件数も多くて、その表がちょっと見にくい場合もありますんで、

全ての住民の方がそこを把握できるかというところ、なかなか難しいところもあります。やはり一般の町民の方が見られて、より分かりやすいような方法で周知をしていく必要があるかなとは思っております。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） ただいまおっしゃったように、分かりやすいように、これは徹底的に周知していただきたいということです。

次に、自主防災組織の進捗状況というか、啓発についてですけれど、先ほど町長からもありました。今非常に近所の付き合いが希薄になっておるんじゃないかと、以前と違ってですね。それで、やはりこの自主防災組織をつくることによって、結束を図るために非常にいいことじゃないかなと思っています。

先般、日曜日に我々の地区の自主防災組織の集まりをやったんですが、わざわざ担当の職員に出তেいただいて、いい御説明をいただいてありがとうございます。よろしくお伝えください。

自主防災組織のことですけれども、どういうふうな啓発活動を——件数は先ほど聞いたから結構ですが、今後どういうふうに指導されるのか、職員が出ていろいろ指導されているというようなことをお伺いしていますけれども、多分、我々が、私自身が特に気をつけているのが、自助、共助、公助というのが昔からありますけれども、自助は自分のことで、自分が生命を守ればいいわけですけれども、その次はやっぱり共助、お互いに地域で助け合うということが、これが最も大事なことだろうと思います。公助という公の場所は、おそらく道路が寸断したりいろいろなことがあるのでなかなか難しいし、いかに地域で助け合うかという、災害だけでなしに、その辺のことを含めながら、自主防災組織の啓発活動を、もう1度どういうふうに持っていくか御説明ください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員がおっしゃるとおり、自主防災組織というのは防災対策において大変重要な位置付けでございます。国の防災基本法、災害対策基本法においても、やはり国の責務、県の責務、市町村の責務、そして住民の方の責務というような条項があります。それに沿った、防災対策を進めていく必要があろうかと思います。

現在、自主防災組織が組織率50%弱で止まっておる1つの要因といたしましては、やはり人口減少による高齢化が進んでいることで、リーダーとなり得る方が不足しているというようなことがあります。そういったことを踏まえて、今年度も令和6年5月に、防災のリーダー研修会というのを防災センターで開催しております。自治会長、若しくは自主防災組織のリーダーの方にお集まりいただきまして、いろんな研修、また山口大学の准教授の先生をお招きして、そういった講習会の実施をさせていただいております。

以前、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会でもお話をさせていただきましたが、今年度中には——やはり町内でも、かなり活発に動かれる自主防災組織等がありますし、そんなに活動をされない地区もあるということは、かなりの温度差があるということなので、積極的にその防災活動を行っている組織については、広報等を通じて、こういった訓練をやっていると、こういった取り組みをしているというのを、広く町民の方に周知をして、自主防災組織の必要性というのを、町としてもしっかりと訴えていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（１３番 久保 雅己君） 今、中元総務部長にお答えいただいたように、自主防災組織というのは非常に大事なことだと思います。組織率を今、５０％弱ということのを、せめて７０％ぐらいまで持っていかなないと、いざというときには何の対応もできないんじゃないかと、私は考えます。

次に、ライフラインの見直しについてです。水の件は先ほどございました。下水の件もございました。それと、先ほど申し上げたように、例えば、３．８メートルの津波が来た場合に、約７０％の住居地、約９，１００人ですか、正式に計算すればそうなんだろうが、その人たちの雨露をしのぐ場所がないんですよ。そうすると何が要るかというところ。テントの枚数、今現在、周防大島町が何枚確保しているか、これを返答いただきたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

テントの保有数ということの御質問でございます。現在、本町で保有している屋外で利用できるテントというのはございません。屋内で利用できるテントについては、本町と防災協定を締結しております業者の方から、５０張りほど御提供いただいたのがあります。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（１３番 久保 雅己君） ５０張り、全く、これ話にならないんですけれども。３人に１張りとして割り当てても、３，０００張り以上、４，０００張り近いテントが数字上であれば、必要になってくるんです。万が一、今、南海トラフ巨大地震があった場合には、このままで行くと、多分路頭に迷うんじゃないですか。何も準備がされていないということだと思うんですが。今後はどういうふうに対応されるのか御返答ください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、南海トラフ巨大地震における津波による想定について、本町での最高津波水位というのは３．７メートル、そのうち２．１メートルが津波の高さとなっております。

この中で、津波による本町の人的な被害というのが、67名の方がお亡くなりになるという想定でございます。一方、負傷者につきましては、192名、重傷者の方は11名と、多くの方が、けががないしお亡くなりになると想定をされます。しかしながら、町に最高津波が来る時間については、2時間以上ありますので、そういったことで地震が起きた段階で、すぐに逃げることによって、負傷者も死亡者も極力ゼロに近くできるのではないかと考えております。

避難所のテントについて、当然、まずは避難所を確保するにあたっては、どこの自治体もそうですが、体育館とかそういった、ある程度一定の大きな建物の中に、それぞれ避難をして、そこで一時的な生活をしていただくようになろうかと思えます。

町としては、当然、その中において、要は、プライバシーの保護という観点から、間仕切りとか、先ほど申しあげました屋内用のテントの設置をして、プライバシーを守っていきたいと考えております。基本的には、町内多くある低地じゃなくて高台にある施設について、避難所として一定の生活をしていただくように考えております。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 今、御説明がありましたけれども、高台の避難所というのは、私が見た限り、ほとんどないような状況だと思います。津波というのは、予測ができませんし、最大限のやっぱり対応をしておかないと、おそらく町民は大変なことに、今、台風でも起きた場合、この周防大島町、大変なことになるんじゃないかと。

先般の教訓が生かされていない、先般は、周防大島町だけが水がなかったわけですから、各市町村が皆、応援に来ましたけれども、今度、津波があった場合には各市町村が大変ですから絶対にそれはありません。

そうした場合に、独自でいろんな救助等もしていかなければならないわけですが、そういう準備も何もまだされていないんじゃないかと思うんですが、これを早急にしておかないと、先般も申しあげましたように、私の知人で地質学者の先生が2年前に、10年以内には南海トラフ巨大地震は来るであろうということをおっしゃいました。私はもう1度、念を押しましたけれども、確かにそう言いましたよということでした。そうするとあと8年しかない。それで私はものすごく危機感を感じているわけなんですけれども、もっと、もうちょっと前へ向いて、真剣にこれに取り組んでいただかないと大変なことになるんじゃないかと思えますけれど、この責任は誰が取るのかという大きな問題になります。

まず町長おっしゃいましたが、第2の大島大橋、これが一番ネックです。離島であることを再認識しながら対策をしておかないと、どうしようもない状況になってくるだろうと思えますし、周防大島町の場合、港の整備が、まずできていない。今、重量物を運ぶのは、伊保田港だけ。これ津波や地震が発生した場合に、あそこの可動橋が立っているかどうかというのはクエスチョン

です。多分駄目でしょう。そうすると、重量物を運ぶことは、まず不可能に近い。そうすると、まず燃料は切れる。食料は、上から空輸でもできますけれども、まず燃料は運べない、そういうことも加味しながら、いろんな状況を考えながら次の対策を打っておかないと、久保が変なことを言いよったけれどもということにならんようにしていけないといけません。ですので、再度、真剣に取り組んでいただきたいと思います。今後どうされるか、町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員に御質問をいただきました、この南海トラフ巨大地震に対する周防大島町の準備ということであります。南海トラフ巨大地震がもしあれば、震度が6弱、3.7メートルの津波、71名の方がお亡くなりになるというような統計というか情報が出てきております。

そういった中で、議員御指摘のとおり、大島大橋貨物船衝突事故の教訓が生かされていないということも御指摘がございました。先ほどのテントの数、先般も体育館の中で使っていただきましたけれども、あの50張りだけでは到底賄うことができないところであります。

まず今、町のほうでも今後の想定をもう1度見直すことが大事であるとともに、この周防大島町は、ありがたいことにいろんな地形がございます。逃げるということも非常に重要になってくるかと思うんですが、被害の大きいところ、被害の少ないところがあるかと思います。面積が広いということのを逆に利点に取るならば、そういった広い土地を活用して、それぞれ皆さんにも準備をしていただけるということはあるかなと思います。

そして、今も目を外に向けると、畑には、まだ作物等々もなっているというような状況もあります。そういった、この周防大島ならではのよいところも生かしながら、そして防災、何か起こったときには、それをしっかりと生かして生き延びていけるということを、しっかりと皆さんと情報共有をしないとイケないなということを改めて感じるところであります。

都市部、まちの中だと、もう皆さん家から出てしまえば何もできないということになる中でありますが、この周防大島町は、井戸もあります。そういったことに使えないというような状況もあるかと思いますが、そういった状況も、この山などを、しっかりと生かしてやっていくということも考えていかなければいけないと思います。

ただ、議員御指摘のとおり、この備え、避難はどこにしたらいいのか、何かがあったときに、豪雨のときはここ、地震のときはここ、そういった実際の想定をしっかりと地域で話し合える体制ということが、また自主防災組織にもつながっていくかと思いますが、組織率70%を目指すということも大切であろうかと思います。

そういった御指摘を受け止めて、やはり先般令和6年4月の終わりにも地震がございましたけ

れども、非常に皆さん、芸予地震のことを思い返されて、地震に対する対策は町はどうなってお
るんかというようなお声もいただくところでございますので、そういったところも、町のほうで
物資を、まず準備をしますということだけではなくて、そういったことよりも、まず地震があっ
たときに、じゃあどこに、どのようにしたらいいのかという情報を、しっかり町民の皆さんに出
せるようにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（１３番 久保 雅己君） もっともっと聞きたいことがあるんですが、皆さんもう飽きて
おるでしょうし、やめますが、備えあれば憂いなしということわざもあります。早め早めに準備
をし、町民の安全、人命の確保、これを最大限に考えていかなければならないわけですから、も
うちょっと具体的に、どんどん積極的に対策を考えていただきたいということをお願いして質問
を終わりたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 以上で、久保雅己議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、１１番、尾元武議員。

○議員（１１番 尾元 武君） よろしく願いいたします。初めて１０番目ということで、私
も合併以来の議員ではありますが、初めての体験でございます。ただ重なることもあると思いま
す。皆さんしっかりとお尋ねの中で私がえどころもあると思いますけれども、御理解のほど
よろしくお願いしたいと思います。

私からは、まず実効性のある自主防災組織へという質問事項としてあげさせていただきました。

まず、防災対策の質問をさせていただくにあたりまして、令和６年１月１日、石川県能登地方
で震度７の揺れを観測した令和６年能登半島地震で被災されました皆様に対し、心よりお見舞い
を申し上げさせていただきます。

また、復興の中、令和６年６月３日には、最大震度５強という地震が同地域で発生したところ
ですが、くじけることなく一日も早い復興を願うばかりでございます。

さて、今年も梅雨時を迎えまして、自然災害の発生率の高いシーズンとなりました。地球温暖
化による異常気象は、今や毎年のように線状降水帯と化して各地に集中豪雨、また土砂崩れ等の
甚大な被害をもたらす昨今でございます。

また、大いに気になります南海トラフ巨大地震については、山口県のホームページでは、
３０年以内に８０％の発生確率ですと明記しております。おのおの解釈は自由ですが、備えるど
きは今だという解釈は、ごく自然に感じるところであります。治に居て乱を忘れずの言葉どおり、
大災害に備え、共助を主体とした自主防災組織のあり方について、いま一度、共に真剣に考え、
より実効性のある組織へとの思いで、このたび壇上に立ったところでございます。

そこでお尋ねを申し上げます。まず現状把握といたしまして、全体の組織数及び組織率でございしますが、これにあたりましては、74組織の49.2%という回答を先ほどからいただいております。結成に向けての説明訪問依頼は、こういった状況であろうか、また、近年、結成された地域はどちらかということ、まず質問いたします。

次に、全体的に活動状況を、執行部といたしましては、どのように把握、認識していらっしゃるのか、また防災に関心を持ってもらうために、どのような策を持って臨む予定かお尋ねいたします。

重ねて、令和2年第1回定例会での一般質問でございます。私の質問内容は、この自主防災組織の結成当時は、リーダーの育成が主体でありましたが、今は地域で膝を交えて交流、啓発、育成を求める段階に来ていると思います。全体の講演会も必要と思いますが、地域でのミニ防災講習会等の企画はいかがかとの質問に対し、御指摘のとおり、今後は地域での講習会や地域単位の防災会等の育成など、少数でも防災対策に取り組めるよう要綱改正も含めた体制づくり等を調査研究して進めたいとの答弁をいただいております。その後の報告を求めるところであります。

引き続き次の質問が、地域交通乗合タクシーのデマンド化についてであります。

令和6年第1回定例会におきまして、より利便性のある効率のよい移動手段として、質問に対し、本年度奥畑線乗合タクシーのデマンド化と路線変更の検討に入るとの御答弁をいただいております。地域にとって望ましい取組となるよう願うところです。その進捗状況について伺うものであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、まず、尾元議員の地域交通乗合タクシーのデマンド化についての御質問にお答えをいたします。

地域公共交通については、本年3月の令和6年第1回定例会でも答弁をさせていただきましたが、令和4年度に策定いたしました周防大島町地域公共交通計画を基に、令和5年度から具体的な地域公共交通の再編に着手いたしました。

令和6年度については、令和4年度に策定いたしました地域公共交通計画を軸に、地域における公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善も含め、地域のニーズにきめ細かく対応するため、現在の路線・ダイヤの改善や統一的な運賃設定の見直しを行う地域公共交通利便増進実施計画の策定を行うとともに、周防大島町全体の交通体系の再構築と、プラットフォームに参画する様々な主体が連携して地域公共交通を支える体制を構築し、町内の移動環境を向上させるとともに、地域公共交通の持続可能性を高める取り組みを行う共創・Ma a S実証プロジェクト、こちらを実施する予定であります。

共創・Ma a S実証プロジェクト、こちらは3か年実施する予定としており、今年度の第1次

見直しにつきましては、現在運行しております奥畑線乗合タクシーの再編、こちらを考えております。

奥畑線乗合タクシーにつきましては、現在の定時・定路線から予約制による奥畑線乗合タクシーデマンド化の実現に向けて、実証運行を開始する予定としております。

御質問の奥畑線乗合タクシーデマンド化実証運行にかかる進捗状況についてでございますが、実証運行期間を令和6年10月から令和7年9月までの1年間行う予定で、8月上旬から地区の住民説明会を開催し、乗合タクシーの乗降位置や運賃等を決定していきたいと考えております。

現在、奥畑線乗合タクシーは、休止中のものも含めて20か所あるバス停を1日7往復しておりますが、再編後は、乗合タクシーが停まるポイントを今以上に増やし、朝の1便目は、病院に行く患者を念頭にした基本ダイヤと、それ以外の時間帯については、運行時間内であれば需要に応じ、随時運行することで、利用者の利便性を向上したいと考えております。

また、実証運行期間中も、住民アンケートの実施や検証を行い、本格運行に向けて検討を重ねていきたいと考えております。

実証運行業務については、奥畑線乗合タクシーの交通網を熟知し、現在運行を担っております大島観光タクシー株式会社と業務委託契約を締結する予定であります。

なお、令和6年10月から令和7年1月までの奥畑線乗合タクシーデマンド化実証運行の事業費については、令和6年5月9日に採択されました国土交通省補助事業の共創・Ma a S実証プロジェクト、こちらにより3分の2が国庫補助されます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 尾元議員の、実効性のある自主防災組織へについての御質問にお答えいたします。

町では、共助の根幹となります自主防災組織の設立に積極的に取り組み、令和6年5月末現在で74組織、組織率49.2%となっております。直近では、令和5年2月に、油良地区全域で自主防災組織が結成され、新規結成に向けての説明は、令和6年度に入って2地区で行っており、支援を継続して行っているところでございます。

活動状況につきましては、防災訓練補助金等の申請による把握にとどまっているのが現状でございます。令和5年度の補助金は22組織の申請があり、前年度比で17件の増加となっており、町民の方々及び組織のリーダーの方の防災意識向上が図られていると考えているところでございます。

地域での講習会といたしましては、令和6年6月8日から9日にかけて、地域の方が企画した避難所体験会に消防防災班の職員を派遣し、地域が行う共助の大切さ、自主防災組織や地域での

避難所運営、避難所資機材の使い方などの説明を行ったところでございます。

また、同体験会にあわせて、海上自衛隊呉警備隊と連携し、避難所資機材の海上運搬訓練も実施をしております。

今後も、町民の方々が少しでも防災に携わる機会を増やし、地域、組織と協力しながら、防災・減災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

災害は、いつ発生するか分かりません。災害の規模によっては、道路の寸断や救助・救援要請の集中により、公助が期待できないことが十分考えられます。このような事態においては、それぞれの地域で共助による活動の展開が大変重要となります。お互いの命や財産を守ること、また災害時要配慮者、要支援者と言われる方々に救助の手を差し伸べることができるのは、身近にいる地域の方々であると思います。

日常の場で接し、交流している方々で構成される組織は、非常に効果的であると考えております。既に組織化された地域には、さらなる活動の活性化につながるよう支援を継続してまいります。組織化が進んでいない地域におきましては、総会などの集会へ積極的に担当職員を派遣し、防災意識を高めていただいたうえで組織結成につながるよう、きめ細かな説明を行い、実効性のある自主防災組織の設立につながるよう引き続き取り組んでまいります。

あわせて、山口県大島防災センターの活用や出前講座の利用について、改めて周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 尾元議員。

○議員（11番 尾元 武君） まず、自主防災組織から触れさせていただきます。

先ほどの久保議員からも非常に厳しい言葉の中に、いろいろと質問があったわけですが、当初3・11（東日本大震災）が起きて2012年の辺から、自主防災組織の結成という運びで、その当初30年以内に南海トラフ巨大地震発生確率70%ということでやってきて、もう早10年以上ということで、南海トラフ巨大地震発生確率80%という数字になったんでしょうか。

本当にもうこの数字の中で、私たちが今何をしなくてはならないのかということをいま一度真剣に考えなくてはならないというものを、その真剣味というのがいかなるものかというところをひしと感じるところであります。

そういった中で、今、中元総務部長の説明の中で、令和6年6月8日から9日にかけての体験会ということで説明があったと思いますが、1泊でされたんでしょうか。よく分かりませんが、こういった形で、その体験会ということについてももう少し詳しく、また、呉のどこって言ったかな、呉の海上自衛隊ですか、何かそういったところからも、何か協力があったというふうにお聞きしたところですけど、説明をよろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま尾元議員から再質問ございました6月8日から9日にかけて行われました避難所体験会、これにつきましては、役場が主体となって企画したものではございませんで、町民の方々が自主的に企画をされたものに対して町が協力をしたという格好で開催したものでございます。その中で実際に1泊、避難所に参加者の方々は宿泊をされています。

そういったときに必要な物、町が持っている物を活用してやっていきたいという御提案がございましたので、先ほど久保議員からの御質問でもありました室内のパーティション用のテントを提供させてもらって、実際に立てて、その中で寝泊まりをしていただいたりしております。

また、そのほかにも防災用の食事ですね、レトルトパックのものも提供させていただいて、実際に夕食、朝食等で、それを利用させていただいたりもしておりますし、簡易なトイレ、段ボール等で作るトイレなどの組立てをして、そのトイレを実際に使って体験していただくというようなことも、その中で体験をしていただいております。

それから、海上自衛隊呉警備隊につきましては、実はちょうど時期が重なりタイミングがよかったんですが、体験試乗、海上自衛隊がっております船舶の体験試乗会が、棕野漁港で実際にありました。そのときに、海上自衛隊に打診をしたら、ぜひ協力させてくださいということで運搬訓練も実際にさせていただいたという経緯でございます。

実際に運んでいただいた資材というのは、海上自衛隊のものではなくて町が持っているものを、今回はあらかじめ海上自衛隊に渡しておいて運んできていただいて、それを避難所まで運送するという訓練をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 尾元議員。

○議員（11番 尾元 武君） この訓練に関しまして、すごく興味深く感じております。参加人数とか、また職員も1泊されたんでしょうか。そして、参加者の感想等もお聞きになったようでしたらお願いしたいと思いますし、海上自衛隊の運搬訓練にあたっての港というのは、どこの港を使われたんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの尾元議員の御質問でございますが、ちょっと主催が当方ではございませんので、参加者のアンケート等は主催者でやられたものでございますので、私どもからの回答は、ちょっとできかねますので御容赦願えたらと思います。

海上自衛隊の運搬訓練の港は、久賀の弁天埠頭、県に許可をいただきまして、そこを活用させていただきました。そこへ海上自衛隊の船をつけていただいて、船から陸揚げをし、町のトラックに積み替えて避難所——先ほど漏れておりましたが、島中小学校の体育館を会場として開催さ

れておりますので、そちらに運搬をして、実際に積み下ろしも参加者の方にしていただいて、中で組立ても自分たちでやっていただいたというような格好でございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 尾元議員。

○議員（１１番 尾元 武君） ありがとうございます。今の訓練を通しまして、やはり港、各地域に、そういったときに使うことのできる港の整備というのは大切なことなのかなということを、ちょっと感じたところであります。それぞれの地域を確認する中に、しっかりとこれから港に関しての防災時のあり方というものを考えながらやっていかなければならないと感じました。

先般の大島大橋が渡れなくなったときも、移動手段は棕野漁港から柳井港とか、島である周防大島町は、海ということに対して、スムーズにいく体制というのは持つておくべきだなと、ひしと感じたところでございます。

たしか、この海上自衛隊呉警備隊の体験試乗会及び訓練は、日曜日は雨天で中止になったと記憶しております。私は行こうと思っていたのですが、ひどい雨で、朝９時頃中止の連絡が入って残念に思ったことを記憶しております。

実践的な訓練というのは、私もいろいろ地域での訓練をさせていただいた報告を受けておりますが、何か初めて聞く気さえいたします。こういったことをやっている地域もあるということ、一般質問を傍聴していらっしゃる関心度の高い皆さんがいらっしゃったら、少しでも啓発になったのではないかと、感じたところであります。

続きまして、自主防災組織の中のことであります。私も自分の自治会で、訓練を半年ぐらい前にさせていただきました。そのときに感じましたのは、災害時の要配慮者への避難支援についてであります。自主防災組織の中には、社会的弱者と申しますか、どうしても一人で行動が難しい方に対して、自主防災組織の組織図の中に、それぞれサポーターとしての担当者を設けます。そういった方が、いざ被災したときには、自分のこともある、なおかつそういった配慮者のことも気になる、何とかしなくてはいけないという使命感も、そういったときには発生するわけです。

その中で、自分の担当する要配慮者の方が、避難したかどうか、外から見ても一目で分かるような状況というのは、やっぱり必要なんではなかろうか。そこにいらっしゃるか、いらっしゃらないかが分かることで、次の行動に移ることができるというメリットがあります。

そういったところに対して、私はぜひとも災害時に避難したか否か判断できるような何らかの目印になるもの、よくテレビ報道とかでありますのは、避難したら旗を立てるとかという意味合いのことがあります。そういった対策について、本町としてはどのような見解をお持ちだろうかお尋ねいたします。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま尾元議員からありました避難完了の目印というところの御質問でございます。

確かに災害時発生時に安否確認が即座にできるということは、避難活動がスムーズに行えるということで、津波襲来などのおそれがある場合などの時間に制約があるような避難を行う場合、非常に有効な手段であるということは間違いのないことだと思います。

現状、これらの目印となる旗などの対策ができる方法といたしましては、現在、制度があります自主防災組織資機材補助金や自主防災組織等訓練補助金を活用して、各組織で購入していただく、自治会で購入していただいて活用していただくということが、今すぐできる対応としてはあるのかなと考えております。

ただ一方、この目印を町として大々的に、例えば赤い旗を立てましょうということをやってしまうと、この家は空家です、誰もいませんということを大々的にお知らせすることになってしまい、空き巣等の防犯対策の面で、ちょっと課題が残るなというところもありますので、町として全町的に統一的にこの目印の対策をするというのは非常に慎重に考えなければならない問題だと考えておりますので、今すぐ町として全体でどうことができるかというところは、なかなか明確な答弁ができませんのでございますので、御了承願えたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 尾元議員。

○議員（１１番 尾元 武君） ごもつともな御答弁でございます。

実際、担当者が避難していることを確認したら、その後、そういった目印等を撤去するとか、そこまでのことができればいいんですけど、何とかそういった緊急時の対策として大事なことであると思いますので、それぞれに考えて対策を練るということでしょうか。そういったところを何とか遂行できる形が取ればいいなと感じたところであります。

自主防災組織の訓練にあたりましては、大体日曜日に予定します。そして、大体、自主防災組織というのは、それぞれ自治会単位というのが多いが、結構、高齢化しています。高齢化した皆さんは、何とか我が身も助からなくてはという形で参加率が高いんですが、子供さんを持たれる若い世代の家庭、なかなか日曜日は家庭サービスとか、また子供たちのスポーツ、塾、そういったもろもろの諸事情で参加が許されないままで、リーダーと高齢者という形の自主防災組織の訓練というのが展開される現実もあるんです。

これはもう本当に、愚痴るような形になって、誠に残念な話なんですけど、３０年以内に８０％の確率で、南海トラフ巨大地震が起これと言われているが、年配の方は自分たちが生きていううちに来るんだろうか、そんな感覚ですが、子供たちにとっては、これからの人生で、必ずや遭遇するであろう。

そういったところを考えると、やっぱり若い家族、子供たちを持つ家族の皆さんにとって、学

校ではもちろん子どもたちは訓練をしていらっしゃると思います。それは学校での対策、あり方であって、地域での活動のときは、どうしたらいいんだろうか。そういったことも、親御さんも共に頑張っていただくという、そういった姿勢が取れたらいいなと、これはもう自問自答で、あえて答弁をいただくものでもありません。ちょっと感じているところがありますので、まず御報告させてもらいます。

総務課消防防災班に関しまして、皆様、外向きに、また避難所の体験会、また自主防災組織の説明会等々、積極的に参加いただいていることに対し、感謝と敬意を表するところであります。努力あってこそ、体験を通して住民各自の防災・減災に対する意識の高揚につながり、真の実効性のある自主防災組織へと成長していくと認識しております。

引き続き、まずは組織率等にこだわることなく中身のある組織に、自分たちの命は自分たちで守るという防災マインドの育成を第一に、災害に強いまちづくりに推進していただき、一層の御尽力をよろしくお願いしたいと思います。自主防災組織に関しては、これで終わりたいと思います。

次に、最後になります乗合タクシーのデマンド化についてであります。先ほど町長から詳しく御説明をいただいたところであります。この件に関しましては、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会でも詳しく担当課から説明をいただいたところであります。本日、私も、このことに関して、あえて質問にあげさせていただいたということは、やはり待ち望んでいるこのたびの実証実験の地域であります乗合タクシーに関する地域の皆さん、そのデマンド化ということで、少しでも進捗状況が分かれば、より皆さんの関心度も高まり、利用率、またいろんな皆さんからの御意見等もあがり、次の第2期、第3期と、またデマンド化が大島郡内にわたるという運びになっております。そういったことが着実に進んでいるというところに関心を持っていただくために、その糧となればということで、このたび、あえてあげさせていただいております。

先般の地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の中で、担当課の瀬川産業建設環境部長から、全国的に好事例として選ばれた一説をお聞きいたしました。その内容、これがどういったことだったのか、いま一度、この場で御披露していただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 全国での好事例に選ばれたというのは、今動き出しております共創・Ma a S実証プロジェクト、これが全国160例あるんですが、その160例の中の好事例の6つの中の1つとして選ばれております。

この共創・Ma a S実証プロジェクトというのは、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれど、いろいろな交通機関を統合してうまく回していく。特に評価されたのは、うちの場合には、

病院バス、それからスクールバス、それとこの奥畑線、それに防長バスも巻き込んだ全てを取り込んだ共創・Ma a S実証プロジェクトというものが非常に高く評価されたのではないかなというふうに思っております。

○議長（小田 貞利君） 尾元議員。

○議員（11番 尾元 武君） ありがとうございます。そして、事業展開の中に好事例として選ばれたということも非常に名誉なことであって、私たちもそういった事業内容ということをお聞きすると、何か心温まるような気さえいたします。最後になりますけれど、地域交通における、このデマンド交通化の事業、そして、好事例に選ばれたということは、そこに至るまでの、担当職員皆さん方の御苦労もあったことと思いますが、日常生活における利便性の向上という部分で、より一層、皆様から喜ばれる住みよい心豊かなまちづくりの一助となりますように、そしてまた第2次、第3次と計画、周防大島全土がデマンド化に向かって一日も早く浸透し、喜びの声が郡内であがることを希求いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、尾元武議員の質問を終わります。

○議長（小田 貞利君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、6月21日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（池永 祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時44分散会
